

令和7年 美郷町議会議事録

第2回 定例会（第3号）

招集年月日	令7年 6月 2日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和7年 6月 10日 午前 9時30分				
		議長 原克美				
	散会	令和7年 6月 10日 午後 4時28分				
		議長 原克美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長(6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	副議長(7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	旗根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○			

会議録署名員	3番	藤原みどり	4番	日高学
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸 隆	住民課長	行田綾子
	副町長	山根 啓史	健康福祉課長	志村 幸恵
	教育長	阿川 俊治	産業振興課長	行田 将士
	総務課長	中原 輝文	美郷バレー課長	安田 亮
	企画推進課長	永妻 孝司	建設課長	三上 智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹 一輝	大和事務所長	吉村 猛
	活気あふれる町づくり課長	石田 圭司	教育課長	旭林 修範
	会計課長	森原 健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原 武徳 議会事務局員 大畠 真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

令和 7 年美郷町議会第 2 回定例会議事日程
(第 3 号)

令和 7 年 6 月 10 日 (火) 午前 9 時 30 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

(開会 午前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番・藤原みどり議員、4番・日高議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告順に質問をいたします。

通告1、10番、旗根議員。

●原議長

旗根議員。

●旗根議員

皆さん改めましておはようございます。10番、旗根でございます。今任期中、最後の質問となりますが、よろしくお願ひいたします。次の1点についてお伺いをしたいと思います。カヌー競技大会の開催についてということでございます。令和7年度全国高校総合体育大会インターハイが、カヌーパーク美郷カヌーレIMAIで、8月1日より5日までの間で開催をされます。後、僅かとなりました。この大会を成功させるための計画、また、準備等の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

旗根議員、カヌー競技大会の開催についてのご質問にお答えします。8月1日から5日までの間で、カヌーパーク美郷カヌーレIMAI会場として、「開け、未来の扉をテーマ」に旧町村時代を含めて、初めて美郷町でインターハイが開催されます。大会期間中は、全国47都道府県からの選手、監督やその保護者、競技役員を含め5000名の方の参加を見込んでいます。インターハイを開催するに当たり、美郷町では、大会の円滑な運営を確保するため、令和6年6月14日に令和7年度高等学校総合体育大会美郷町実行委員会の設立総会と第1回総会を開催し、大会開催に向けた準備を、各分野において、着実かつ組織的に今日まで進めてきています。島根県高体連管理の専門部や島根県カヌー協会との連携により、大会の円滑、円滑な運営と、地域一体型の開催実現に向け準備を行っています。まず実行委員会を中心に、これまで、審判員の養成や輸送などの受入れ体制整備のほか、競技役員や運営役員、補助員等の運営スタッフの研修に、注力しています。また、大会期間中は、盛夏期となるため、選手の健康管理には十分な配慮が必要となります。島根県医師会や邑智郡医師会から医師や看護師の派遣を受け、熱中症や感染症対策等の危機管理体制を構築しています。大会の成功に向け、今まで、多岐にわたる開催準備を計画的に進めるとともに、運営体制の最終準備を加速させて取り組んでいます。次に、売店の出店状況についてです。大会期間中の出展募集を町や中国

高校総体、公式ホームページで行った結果、町内からは、美郷町商工会など6事業者、県内1事業者と、県外事業者、6事業者の計13事業者から申請がありました。今後、売店等設置運営要綱に基づき、オフィシャルスポンサーの意見を踏まえ、実行委員会として最終を決定する流れとなっています。現在のところ、関係各所との緊密な連携と綿密な計画により、大会の円滑な開催に向け、地域学校関係団体が、一丸となって、大会の成功に向けて取り組んでいます。今回の成果や経験を、「島根かみあり国民スポーツ大会」に引き継ぐことで、カヌーによる町づくりを一層推進してまいります。議員の皆様方にも引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●原議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

このインターハイは、初めてのことございますが、教育長の思いとして、どういうふうに感じておられるか、期待しておられるか。お願いしたいと思います。

●原議長

教育長。

●阿川教育長

カヌーパーク美郷カヌーレIMAI立派な建物と競技の設定、スタートゴールが決まりました。皆様もご存じのように、会場は、全国にもカヌー競技場、インターネットでいろいろ私も拝見しましたけども、中でも美郷町の競技場は非常に立派な競技場ができたと思っています。1番個人的な意見ですが、いいのは、水面ぎりぎりから選手たちを応援できるというは、なかなか他の競技場にはないかなと。上から応援する分にしても、まさにアメンボを横から見るような感じで応援できる競技場、とってもいい競技場ができたと思っています。そして今回インターハイという全国大会を開催する中で、全国の高校生が集うわけです。その関係者、大人もたくさんご来場されます。これを契機にやはり美郷町を知ってもらう、美郷町のカヌーを知ってもらうにはとってもいい機会だなと思っています。準備を万全にしてしっかりとおもてなしをしたいと思っておりますし、また、2030年には国民スポーツ大会もありますので、それに向けてのいいスタートラインに立っているなと思っています。ますますその1番は、町民の方がカヌーにもっと親しんでいただきながらですね、やっぱりカヌーの町を盛り上げていこうと考えております。以上です。

●原議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

大会中に5000名の方が参加されるところを見込んでおられますけど、選手、また役員、保護者の皆さんのお宿泊の対応についてお伺いしたいと思います。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

それでは、お答えをいたします。今、インターハイ、全国47都道府県から、選手役

員等含めて、5000人規模で、本町に来町される見込みでございます。そこでお尋ねでございますが、宿泊関係の手配というところです。こちらにつきましては、全国高等学校体育連盟が委託をされました宿泊手配業者さん、こちらが1社ございます。その宿泊手配業者が一括で執り行われることとなっております。美郷町内における宿泊施設といたしましては、3施設ございます。石見ワイナリーホテル美郷、そして、バカンスハウス、また、石見ワイナリーゴールデンユートピアおおち四季の杜、こちらが美郷町内の宿泊施設です。他には、飯南町さん、大田市さんそして三次市さん、各市町のほうにも、宿泊施設を準備をしておられ、1日約1200人規模で宿泊が可能な体制をとつていただいております。以上でございます。

●原議長

10番、旗根議員

●旗根議員

宿泊施設から会場地である信喜会場までの選手の輸送の計画や、駐車場の確保はどのようにになっておられますか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。まず、選手役員等の輸送についてでございます。各宿泊施設から会場地カヌーパーク美郷カヌーレIMAIまでの移動につきましては、各都道府県の選手団、高等学校ごとに、自家用車もしくはマイクロバス、そういう形で敷地内競技会場へと移動されることとなっております。特別それぞれの施設から個別のバス等での輸送といった計画は、町の実行委員会組織としては計画しておりません。また、合わせて駐車場の関係でございますが、駐車場の関係につきましては、カヌーパーク美郷カヌーレIMAIの競技場内には、各選手、監督、役員、競技役員さんを含めまして、計303台分の駐車場を整備予定をしております。以上です。

●原議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

そうしますと、保護者の方の対応はどのようにどのような予定ですか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

失礼しました。保護者の方の対応ということでございます。敷地内の会場地内には、保護者の方が、自家用車等を駐車をしていただくスペースはご用意はございません。臨時駐車場といたしまして、町内、久保にございますが、防災公園、そちらの方を保護者の方、また、一般応援者、来場者の方の臨時駐車場ということで、用意をしております。この臨時駐車場の防災公園の駐車台数でございますが、現在246台分を防災公園で駐車可能台数ということで、確認をしております。なお、この防災公園から、信喜の会場地内までの移動手段につきましては、町実行委員会といたしまして、シャトルバ

スの運行を予定をしております。なお、このシャトルバスの運行台数でございますが、4台を循環型で運行するということを予定をしております。以上です。

●原議長

旗根議員。

●旗根議員

そうしますと、保護者の方、選手の方、大会役員の方はそれぞれの対応を考えておられますけど、町民の皆さんの現地の応援については、どのように、車で行かれることができない、もうこれ役員の方でいっぱいになるんじゃないかなと思いますけど、町民の方はどうのに対応される予定になっておられますか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。町民の方の応援につきましては、ぜひ、本インターハイの開催に合わせて、1人でも多くの方のご来場、また、全国から集うカヌースリートの競技者の応援に盛大な拍手を送っていただきたいというふうに考えております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、信喜地内での自家用車の駐車スペースはございませんので、自家用車で応援においていただく町民の皆様につきましては、臨時駐車場でございます防災公園をご利用いただきたいというふうに考えております。他には、先般の連合自治会長会でも、お知らせ、お願いをしたところでございますが、13連合自治会単位ごとに、ご説明、ご案内に歩かせていただいておりますが、ぜひ、連合自治会単位で応援者を募っていただきまして、その各連合自治会の拠点となる施設、公民館等、交流センター等、そういう施設から会場地内まで、町実行委員会のほうが、マイクロバスで送迎を考えておるところでございます。現在までのところを、都賀行連合自治会さんの方から、連合自治会として応援に行きたいということで、既にご相談を承っております。以上です。

●原議長

旗根議員。

●旗根議員

分かりました。それでは、そうしますと売店等出店が13業者あると言われてましたが、売店等で飲食等ができる事業者の方がおられますか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。飲食が可能な事業者数は、5事業者さんが可能となっております。ホットサンドですとか、唐揚げですとかおにぎりですとか、焼きそばですか、そういう多種多様な飲食を申請でいただいております。以上です。

●原議長

旗根議員。

●旗根議員

1日1000人もの方、また、選手等とは別に食事が用意されていると思いますけど、かなり暑い時期でございます。飲食を出される方に対しては大変気をつけていただかな
いといけないと思いますし、また、あそこには、自動販売機等々がないようにお見受けするところでございますけど、飲物等々の、販売等々、大変売れるんではないかと思
いますけど、その辺の対応は大丈夫でしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、飲料水、飲物についてお答えをいたします。飲物の取扱いにつきましては、実
は、オフィシャルスポンサーさんの関係がございまして、会場地内では、ある特定の飲
料水を、関係者の皆様方には、フリーで提供されるという状況があります。ただ、議員
ご指摘の点っていうのは、選手監督以外の保護者さんの、例えば夏場の飲料水対策がど
うなっているのかといったところでございますが、その点についてはですね、おっしゃ
るスポンサーのほうと、現在、美郷町の状況、環境等をご説明をして、何とか取扱いが
いただけるような協議を現在進めております。以上です。

●原議長

旗根議員。

●旗根議員

ありがとうございました。次の開催されます「2030年島根かみあり国民スポーツ大
会」が、今回の経験を活かしていい大会になるように願っておるところです。終わりま
す。

●原議長

旗根議員の質問が終わりました。

通告2、2番・牛尾議員。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

2番、牛尾でございます。私は3月の第1回定例会の後半にコロナに感染しま
いましたので、一般質問に登壇することができませんでした。叶いませんでした。本日
は、その時、4問質問を準備してたんですが、そのうちの、今回1件と、そして新た
な1件の2件について、質問をさせていただきます。それではまず、産業廃棄物最終処分
場建設計画についてお尋ねをいたします。君谷地域に産業廃棄物最終処分場の建設計画
が持ち上がっております。計画しているのは、静岡県浜松市に本社を置く株式会社ミダ
ックホールディングです。地元説明会に提出された説明資料によりますと、施設の種類
は、管理型、いわゆるオープンタイプで、埋立て面積は15ヘクタール未満、東京ドー
ム約3個分に相当します。埋立て容量は400万立米、埋立て期間はおおむね20年とな
っております。仮にこの計画が実行された場合には、処分場の隣を流れる君谷川への影
響が懸念されます。有害物質が漏出すれば、下流域の生態系や農業、住民の生活に深刻

な影響を及ぼすことが避けられません。また、大気汚染物質や悪臭の拡散による健康被害も懸念され、取り返しがつかない事態を招く恐れがあります。こうした問題は、単なる不測の事態あるいは想定内ということでは済まされないものであります。さらに、建設工事や廃棄物搬入車両が長期間ひっきりなしに往来することにより、これまでの静かな生活が一変し、事故の危険が増えることも考えられます。加えて君谷地域のイメージが低下することにより、地元を離れる人が増え、また、UターンやIターンを思い留まる人が増えることで、地域の存続自体が危機に直面することも危惧されます。地元の方々は、こうした不安を抱えながら、日々生活せざるを得ない状況にあり、今後もずっとそういう日々が続くことになります。地元の方々は、建設に断固反対の意を表明しておられます。5月9日、君谷の命と水を守る会、そして、君谷地域連合自治会が連名で、処分場建設計画の撤回を求め、議会には請願書、町には嘆願書を提出されました。これには、670人分の署名が添えられておられました。安全なこの地域でいつまでも安心して生活したいという地元の方々の切実な思いを町長はどうに受け止められたでしょうか。率直なお気持ちをお聞かせください。産業廃棄物処分場の建設は、自然環境の保全と住民の健やかな暮らしの両立を目指す「水と緑いきいき輝く夢あふれる協働のまち」という町の基本理念にそぐわないものであります。また、「美しいまち・ひと・くらしがつながるみんなの美郷」という町の将来像の実現を妨げる要因ともなりかねません。町長として、処分場建設に対するお考えと今後の対応について、ご見解をお聞かせください。続きまして、2点目ですが、美郷農業再生プランの攻める農業に関連してお伺いします。本年度実施中のゼロカーボン農業モデル推進事業について、施設整備、作物選定、研修生の確保、指導体制、販路開拓、農場の管理運営体制などに係る進捗状況について、ご説明をお願いします。これまで、このゼロカーボン農業モデル推進事業で育成する新規就農者に対しては、就農に必要な施設や機械については、リース方式で対応する考え方を示してこられております。また従来、町では集落営農組織に対し、共同利用農機具をリースするとともに、農機具格納庫については、町が整備した施設の使用を認める形で支援を行ってきておられます。つきましては、町内には、再生可能エネルギーの活用が、経営改善に有効だと思われる農業者がおられることから、営農型太陽光発電設備を貸与することで、生産現場への導入を進めてはいかがでしょうか。農業者段階で実践導入することは、研修の場として、また、問題把握し、実践的に課題を解決する場として、魅力ある農業モデルの確立を加速させるなど、事業の推進に大いに役立つものであります。ご見解をお聞かせください。以上であります。よろしくお願ひいたします。

●原議長

番外町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。それでは、牛尾議員1つ目のご質問、どうする、産廃最終処分場についてお答えをいたします。この件につきましては、5月9日に地域住民で組織をされました君谷の水と命を守る会と、君谷地域連合自治会の代表の方々と直接面会をさせていただきました。代表の方々は、地域の不安、問題意識に対し、主体的に積極的に動かれ、また、短期間で670筆の署名を集められています。勝田会長さん、花岡連合自治会長さんをはじめ、皆様方のご努力に敬服をいたします。約1時間にわたり、

皆様方のご不安やご要望をお伺いし、その思いにつきまして、しっかりと受け止めさせていただいております。町執行部としましては、地域住民に寄り添い、関係機関と相談をしながら、町にできることをできる限りのことをしていくたいというお考えをお伝えをし、ご理解をいただき、感謝の言葉もいただきました。答弁に当たりまして、念のため、町執行部としての法的な立場について説明をしておきます。町執行部は、法令等に基づき、事務を執行し、権限を行使する行政機関であると定められています。そのため、この枠組みからは逸脱することができず、法令等の範囲内で対応しなければならないという立場にあります。そのため、法に基づいて行われる手続きについて、直接賛否を示したり、拒否をすることはできず、許認可等の権限がない場合には、なおさらのことになります。今回の事案につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、処理施設の設置許可等に関する権限は島根県にあり、町としましては、それらに関する直接的な権限はございません。先ほどの面会時にも、こうした基本的な仕組みにつきまして、率直にお話をさしていただき、町の考え方をお伝えをしております。町執行部としましては、このように対応が限られる中にあっても、君谷地域の住民の皆さんへの想いに応えるために、まずできることとして、現地の把握や情報の収集、地域との情報交換や、県などの関係機関との情報共有などに現在努めています。一方で、この事案につきましては、守る会や連合自治会から、町議会に対し、請願が行われているということも承知しております。5月の29日には、議会視察として、議員の皆様方が現地を視察をされ、守る会や君谷地域の方々と意見交換をされ、議員の行動に期待する声も多数あったというふうに聞いております。町議会は法律で議決機関と定められており、逆に執行権は有しておりません。そのため、議員の皆様方は、行政機関である町執行部のような制約がなく、それぞれのお立場で様々な意思表示、行動をすることができるとされています。意見書の提出といった方法などは、そうした意思表明の手段の一つと考えております。執行部としましても、議会におかれましての議論や検討、対応に注目をしております。行政機関としての立場を踏まえた上にはなりますが、議会の対応を尊重し、地域住民の皆さんへの想いに寄り添ってまいりたいと考えております。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございました。なかなか答弁しにくいというか、言葉を選んで随分苦労されたのかなというふうに思います。10月9日の地域住民代表との面談の現場では地域住民に寄り添い、関係機関と相談しながら、町としてできることをしていくという気持ちを伝えられ、そして、実際に地域住民の想いに応えるために、まずできることとして現状把握や情報収集、地域等の情報交換や関係機関との情報共有に努めていらっしゃると。加えてまた議会が、地域住民との意見交換会を行い、今議会で県知事に対して意見書を提出しようとしていることに注目し、そうした対応を尊重するというふうなご答弁をいただきました。うがった解釈かもしれません、というこから推察しますと、町長のお気持ちとしては、明日の本会議ですね、その本会議において議会が県知事への意見書を採択し、提出することを期待しておられるという理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほど申し上げましたように、町執行部、これは議会もそうですけども、日本は法治国家です。法令の範囲内で役目が決められてその中で、権限を有し、責任を持つものとされております。町としましては、この法令の範囲内で、権限がおよぶ範囲内においてできる限りのことを行いたいということですので、期待している期待していないという、是非について申し上げる立場にはございません。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

お気持ちは、私もある程度は理解をしているつもりです。今、こうして実際物事が、もう進みつつある中で、もう少し関連して少しお伺いしていきたいというふうに思います。町長は、当然町としては、法の施行、法律に基づいた執行機関とさっきの説明そのとおりです。しかし、町長は町民の代表として、町民の懸念を代弁する立場にあるとも言えると思います。今、町内の全ての自治会で、反対の署名活動が展開をされておられます。今日ぐらいが一応の締め切りということになっているんじゃないかなと思いますので、もう既に提出をされた自治会、これから提出される自治会もあろうかというふうに思います。その結果、町民の大多数が反対の署名を行った場合、その事実を踏まえて町長が建設反対の意向を表明することは、民主的なプロセスの一環と考えてのいいのかなというふうに思います。ただし、表明にあたっては、言葉選びや表明のタイミング、そして方法ですね、そういうものはやっぱり慎重にしなければならないだろうと。さまざまなものへの影響をやはり考えていかないといけないだろうと。そして、法のもとの執行機関としてどうあるべきかという当然基本的なところも判断していかないといけない。しかし、町民の大多数が嫌だと言ったことに対して、やはり、それなりの重さを受けとめていただきたいということあります。反対署名の状況次第で、町長として、建設反対の意向をどういう形というのを先ほど言いましたように慎重にしなければいけないということですけれども、表明することについて、何かお考えがありますでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

牛尾議員は県職員を定年まで勤められてますので、法の仕組み、役割というのは十分ご承知の上で、町長というのは首長は、地方自治法で、執行機関というふうに位置づけられているのは、もちろんご存じのことだと思います。その中で、事務、業務、法令で定められた中で、事務を取り扱うという、こういうふうな立場にあります。この事務そのものに、例えば、書類を提出したり、計画を提出したりというものに対する賛否を表明するという立場にはないこともよくご存じの上の話だと思います。要は、法令の枠外のことをできないかというお話を今されてるというふうに理解しております。その中

で、現在のこの廃掃法による最終処分場の設置許可というのは、島根県知事に許認可権というものがございます。ですので、この中からは、賛成反対、あるいは認可するしないというラインからは外れてるという立場にはあります。その中で、住民、あるいは町長が意見を述べる機会というのが2回ございます。1回目は、こういう産廃の計画の事前協議の段階で、許認可権者である島根県知事から、住民あるいは、首長である町長に対して、意見を聞かれる機会が一つあります。これに対して住民からの意見書の提出、あるいは、町長からの意見聴取というのが、法律上は定められておりますので、これが一つ。もう一つは、設置許可申請が出た段階で、憲法の告示縦覧をですね、県が、告示を一般に縦覧をして、その後に、住民からの意見書の提出、それと町長からの意見徴収という2つ機会がございますので、この段階で、当然のことながら、住民の総意あるいは考え、懸念というものを踏まえた上で意見を申し述べるという機会はございますので、法令の枠内での町長としての私の行動としては、この2つの機会というところが、与えられてる、逆に言えば、唯一の機会だというふうに捉えております。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

今、県への意見書を出すということについて、ご説明をいただきました。1回目は、事前協議の段階ということで、これは県の指導要綱ですかね。それに定められた規定の中で行われるということになります。もう一つは、しっかり計画書の段階で、これは法に基づいて、一つは、県の規程の中で、要綱に基づいてやることになっております。それについては、一応ミダックも出したスケジュールを見ますと、今年度は、各種調査、測量も含めて各調査で、準備をしっかり行っていくというスケジュールになっています。8年度に入ると事前協議を行っていくんだろうというふうに一応想定をされています。事前協議にあたりましてはですね、かなり、専門的なことまで、聞かれるんじゃないかなと思うんですけども、ちょっとその意見を事前協議の時に、県から求められる意見の概要について、どういった事柄について求められるかというのが、お分かりでしたらお答えをいただきたいと思います。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

県から求められる事前協議の内容ですけれども、詳しくは伺っておりませんが、その時点で、地域の皆さんから情報共有させていただいたり、意見を伺ったりしておりますことを反映したもので、提出をさせていただきたいというふうに思っております。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

私も、事細かに調べたわけではないんですけども、事前協議をするタイミングというのは、今業者がミダック調査を色々している環境調査、測量等々計画をつくるために必要な資料を、計画を提出するために必要な資料を揃えていくと。また住民に説明してい

く材料でもあろかというふうに思いますし、町の開発協議にも使っていくんだろうというふうに思っています。だから、その中では、地域環境への例えは影響として、設置による悪臭、騒音、振動、洪水、大気汚染、土壤汚染の有無、あるいは、住民の意向、先ほどおっしゃられた住民の意向ですね、住民がどう考ての、思ってのっていうことと、都市計画これはいいとして、交通やインフラですね。そういったものが市町村のいわゆる構想なんかと合ってるのかどうかみたいな話とか、災害時の安全性みたいなもんも含めてですね、どうなのかとか。周辺の輸送ルート大丈夫なのということとか、ある程度、自治体の意向もそこで確認されるんだろうと私は思っております。自治体としてどう考てているのというのを確認されるというふうに思っています。そこで、そういうことを述べる場とすることであれば、しっかりと意見を述べていただきたいなと。町としての考えを述べていただきたいなと思います。それと、今申し上げましたかなり専門的な内容を対しても、意見を述べていかないといけないのかと思っております。間違ってたら訂正してくださいね。間違ったら、訂正してください。求められるんだろうと思っておりまして、それを求められるのは、スケジュールの1番早い段階ではもう8年度当初に、するのかしないのかというのにはありますけれども、準備は、その早い段階に間に合うような形で準備をしていかないといけないだろと、かなり専門的な話が入ってくるだろと、思いますので、私は、町としてですね、専門課を含めて、それと、地元の方々も一緒になって聞かれることに対して、しっかりと答える準備をしていかないといけないと思うんですが、その考え方についてお考えがございましたら、お答えをいただきたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

詳しいことにつきましては、住民課長の方からお答えいたしますけども、一般論としまして、改正法に基づく処分場の設置、認可、許可というのは、法定受託事です。県職員でいらっしゃったんで、意味は分かると思いますけども、要は提出する計画なり申請なりというものが、条件が満たされているものであれば許認可権者である県知事が認めますよということですので、今のお話は、法定の要件以外のところについて、ありとあらゆる調査をして、それに対して、町も聞かなきやいけないということのお話でしたので、法定受託事務の枠をかなり超えている部分だと思います。逆に言えば、県がそういう専門的なところにつきまして、この法定受託事務の要綱の内容の中で精査をし、チェックをすると。町あるいは住民に対して求められるというのは、意見を求められますので、専門的なものを調べて、その専門的な事柄について、県に対して意見をするというものではないというのが一般的な解釈であり、町としましてもそういうふうなノウハウも、当然、持っておりますんで、この法律自体は、全国一律で定められてる法律ですので、そういう意味では、どこの基礎自治体も、そうしたふうな対応は取っていないというか、とれないということだと思います。もし住民課長、補足があればお願ひします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

先ほどの牛尾議員のご質問ですけれども、廃棄物処理法のほうで定められております生活環境影響調査というものを現在、事業者さんの方で実施されておりますけれども、こちらに含まれますもの、一般的な大気環境に影響ですね、大気質、騒音、振動、悪臭ですとか水環境に影響ということで、水質、地下水またその他先ほどおっしゃられました交通への影響ですか、景観、日照などについての調査項目を定められておるわけでございますけれども、こちらにつきましては、人の生活環境への影響を調査するものということで、議員のご懸念としましては、地域全体の自然環境への例えれば動植物、生態系などへの影響というところご懸念でいらっしゃるかと思うんですが、そういういたものにつきましては、このたびの生活環境影響調査の中では含まれていないというのが、現状でございます。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

これは、県に対する通知ということありますけど、令和7年3月5日付で国の廃棄物規制課長から、各都道府県各政令市の産業廃棄物行政主管部長宛ということで、通知文が出されておりまして、現行制度において、許認可事務を担う自治体において、地域の実情を勘案して、法第15条の2項に、第1項第2号の適合性を審査することを可能としているということで、実際、問題が発生している処理場も、当然存在をしていると。近辺でも問題が再三出ている事例もある。やはり問題が出てから、騒いでもやはりこれはまずいだろうということで、危ないということがあれば、できるだけそれを事前に確認するように、許可権を持っている都道府県あるいは、政令指定都市の許可権者は、しっかりと注意して、必要に応じて自ら調べてというふうなこれは通知になっていると思います。実際、調査がこれでは十分状況を反映できていないということで、計画を取り下げたという、認めなかつたというのもどうもあるようです。これはあくまでも、県レベルの話なんですけども、そういうことに対して、町としても、法律でそこまで求められてないし、そういう人材もそろってないということも、そうかもしれませんけども、やはり、地元が一番心配するのは、そのところで、やはり事前にしっかりと確認を何とかできないものかというのは、大きな心配事だと思いますので、そのところに役場としての何か役割が果たせたらという思いで先ほども質問をさせていただきました。そういう意味で何か一緒になって現地で懸念されるところ、ここはしっかりと押さえておかないといけないというようなところの確認とかですね、そういう検討ということをされるお考えはないか再度お伺いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず、私のほうから。先ほど申し上げました町長としての意見聴取の機会が2回あります。ここにおいてはですね、専門的な見地からの意見というのは、おそらく難しい話だと思います。専門家もいないし、そういうふうな知見を持ってるわけでもないし、だからこそ、許認可権者というのは、都道府県の知事であったり、あるいは保健所が設置

されてる政令指定都市を初めとした市であったり、大きな自治体が判断するというたてつけになっておりますので、専門的な見地からの意見を言えということに対しましては、難しいですし、法律上も、そういうところを求められてもおりませんので、そこは難しいなと思います。私の立場として申し上げられるのは、住民の皆さんか、こういう点で、心配をされてる。あるいは住民の皆さんのあるいは町民の中のこれだけの割合の方が反対されている。これは事実でありますので、住民に寄り添った形で、住民の気持ちの代弁者としての意見聴取をされるのが、この2回の機会だと思っておりますので、先ほど来、専門的な見地からというお話ですけども、逆に言えば専門的な見地以外のところでの住民の立場をどういうふうに説明するかというところではないかなというふうに思います。それと、もう一つはですね、そもそもそのところで、法的なお話をさせていただきましたけども、執行部というのは、執行権と執行する責任を持っておりますので、法令で決められたものについては、事務を肃々とやっていかなければいけないと。こういうふうな立場ですので、計画書が提出された申請書が提出されたというものに対しては、ここのは非、これは出さないでくれとか、これはやめてくれっていう立場にないというのは、当然、牛尾議員もお分かりのことだと思います。逆に自由に動けるのは議員さんですよ。議員は執行権がないんですよ。執行に責任持たないんですよ。自由に主義主張が言える立場は、議員であり議会なんです。ですので、おそらく今回、請願に対して、議会で、これを採択するかどうかというふうなことを議論されると思います。意見書の提出というのが、議会から、許認可権者である県知事に出すことが認められておりますので、そういう意味では、ここの意見書の中に、ぜひ、今牛尾議員がおっしゃったような意見も含めて出されれば説得力もあるし、県としても受け止めてくれるじゃないというふうに思い思いますが、付け加えになりますけども、以上になります。もし、住民課長補足があれば。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

先ほど、私が申し上げました生活環境影響調査でございますけども、これに関する通知のことを牛尾議員からご指摘ございましたが、こちらは標準的な調査項目を規定しておりますものでございますので、これを地域の特性などを勘案して、地域の生活環境の保全に適正に配慮されているというような調査をすることができるという解釈の開設に係る通知でございましたけれども、島根県の方としましては、これまでもその部分につきましては、解釈をしたうえで執行されているということを県の方に確認させていただいておりますので、申し添えます。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

町長から議会に対する力強いご支援と受け止めさせていただきました。もう一つ、ミダックに対してですね、開発協議という形になろうかと思いますけども、説明を受けることになると思いますが、これについての予定といいますか、見込みというか、それについてお答えいただけますか。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

開発協議につきましては、現在のところは、特にご予定の申し入れ等はございませんです。廃棄物処理法についての手続きを進める中で、どちらが先という規定はございませんので、同時並行で出てくるか、許可がおりてから出てくるか、ちょっと分かりませんが、現在のところそういうお話を伺っておりません。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

ミダックとの状況確認も含めて、そういう場がですね、適宜適切に行われるということが、やはり望ましいんだろうというふうに思います。一般的かどうかっていうのは私もよくわからないところがありますけども、事前協議、県の事前協議ですね。それが行うためには、様々な書類が整ってくる。代表的なものができ上がってくるということで、事前協議に入ってくるんだろうと、なると思いますけど、だから、この今の段階で大体1回ぐらいあるのかなというふうに、事前協議に入る前にはですね、1回あるのかなというふうに思っているんですけども、今まで、1回も多分行われてないですね。1回ぐらいあってもいいのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

先ほどの事前協議につきましては、産業廃棄物処理施設の手続の中のものでございまして、開発協議といいますのは、また、ちょっと法の立て付けが違うものになるんですけども、こちらについては、こちらから開発協議を持ちかけるというものではないですが、町としまして事業所のほうに様々な機会に説明を求めるということは可能であると思いますので、そういういったところは、こちらも積極的に働きかけていきたいというふうには思っております。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっと、開発協議という言葉にちょっとこだわり過ぎたのかもしれません。そういう機会ができるだけ持っていたら、住民の方々の声をですね、しっかりと、届けていただく。場合よっては、町の気持ちも伝えていただくということが、あればなというふうに思います。先ほど町長のほうから議員が執行権がないから自由に考え自由に動けるというお話をいただきました。これは、もうそれでそのとおりだと思いますので、それに基づいて意見交換もし、明日本会議で意見書をどうすると。請願をまずどうするということで、意見書もあわせて採決をするかどうかということを諮っていく予定をしている訳ですけども、何とかこれはあくまで私の個人的な見込みですけども、何とかいくんじやないかなというふうに思っております。議会は議会としていわゆる住

民のその思いを受け止めて、しっかりと採用していく事になっていくんだろうというふうに思っております。ただやはり一方でですね、こうして法的なことも含めて町、県というその流れの中で、やはりミダックというのは、その一つの流れの中で、様々な対応をしていくということになります。そこに、住民入っていくわけですね。対ミダックと住民という構図っていうのは、やはり、住民、地元住民の方にとっては大変不安だらうと私は思います。で、町としてもそういう交渉事ってのは、交渉にならなくとも様々な地元住民にとっては不安とかですね、どうしたらいいいだらうかとか、様々なことを、何かアドバイスいただきたいと、当然議会に相談いただければ、議会は議会として当然それぞれが対応していくということは、当然もちろんんですけども、町としても、住民からの相談には、やはりしっかりと対応していただくということと、やはりミダックと何らかの形で接触する、向き合う、交渉する、そういう場にはですね、町が間に入っていたい、調整なり、監視という言葉は余り私も使いたくはないんですけども、しっかりと状況を確認をされるということをしっかりと取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

牛尾議員のご指摘でございますけども、確かに住民さんが不安に思っておられることにつきましては町としても、そのお声は受け止めいたしまして、ミダックとのそういう話合いの場ですとか説明会の要請等がございましたら、その取り次ぎと言いますか、そういった形はさせていただくことはできると思います。町としましてはまた、住民の皆さんに寄り添うという立場でございますので、そのところを町としてできる範囲のところにはなりますけれども、一緒に動かせていただきたいというふうに思っております。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

大田市とか、川本町との協議というものは何かされているんでしょうか。今後されていくことがあるんでしょうか。周辺市町ですね。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

現在のところでは、実際事前協議にしましても、ちょっと正式なものが県のほうに出されていないという状況ですので、まだ、周辺自治体の方へのご相談といいますか、そういったところまでは行っておりません。

●原議長

牛尾議員

●牛尾議員

大変、町の立場として、もどかしさもあるような件だということは、重々承知なんで

すけども、やはり住民がといいますか、もう相当な規模、400万立米ですので、相当な規模な産廃の最終処分場ということになります。大変これは、地元住民、地元だけの話ではなく町全体の話だろうというふうに私も認識しておりますので、このことについてはしっかりと、地元住民あるいは町民の意向をくみ取って寄り添って今後も対応していただきたいというふうに思います。1件目は以上とさせていただきます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、牛尾議員2つ目のご質問ソーラーパネルの実践導入についてお答えをいたします。初めに、ゼロカーボン農業モデル推進事業の進捗状況についてです。施設整備につきましては、昨年度国のサポート体制構築事業などを財源として活用し、研修ハウス、研修棟、選果場を整備し、今年度は研修ハウスを2棟さらに整備をすることとしております。作物の選定につきましては、島根型養液栽培によるミニトマトを選定、研修生の確保については、今年度も6月中には募集を始めるとしております。また、指導体制については、現在3名の研修生が研修を始めており、町の会計年度任用職員として雇用している農業普及員と、県の農業普及員による講義、先輩農家の農業実習、農林大学校の特別集中講義の受講などからなる研修カリキュラムを作成をしています。販路については、町内のリースハウス事業者と同じ、JA出荷のほか、リースハウス事業者の販路拡大も視野に入れ、新たな販路について、現在大手メーカーと調整中です。農場の運営管理、運営体制については、町の直営とし、今後、就農コーディネーターの配置を行い、体制の整備を行う予定です。議員お考えの農業者段階での実践導入が、事業推進に大いに役立つとのことです、町のリースハウスに就農している農業者は、ご承知のとおり、整備費用の10%のリース料を徴収をしており、太陽光パネルの整備を行った場合、さらなるリース料の加算をしなければなりません。また、この太陽光パネルを使った再生可能エネルギーの活用は、現在就農している農業者のニーズや効果が、現段階では未確定な状況です。そうしたことから、まずは、町が建設した研修施設で実証実験を行い、効果の検証を行うことが最優先であると考えます。今後、その結果を踏まえて、既存の町内リースハウス事業者において、活用できるかどうかの検討を行ってまいりたいと思います。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

状況について、何点かご確認をさせていただきたいと思います。今年度、ハウスを2棟新設される予定に計画になってると思いますけども、その仕様や使途、何に使うかですね、それについて、ご説明ください。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

牛尾議員のご質問でございます。今年度一応整備をいたします研修ハウスの2棟の内

容についてでございますが、1棟はですね、もう1棟の島根型養液栽培のミニトマトを栽培するためのハウスを建てようと思っています。規模は、今のハウスと同規模を考えております。それともう1棟につきましては、種苗ですね、苗の育成だったりとか、いうようなところ多用途に使えるようなハウスをちょっと整備したいなというふうに思っております。それが規模はまだちょっと決定はしておりませんけども、現在のものか、それまでよりちょっと小さいものにしようかと思っております。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

1棟は現在の仕様だと。そのままでですか。若干変更をするところがないですかね。それと、もう一棟、育苗に使われるということですけども、これはだから養液システムは一部入れる。全く入れない。どういう形になるのでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ハウスの仕様についてですけども、やはり、近年ああしてハウスの施設整備、建設工事全てにおいてですが、資材の高騰等ありますて、昔1000万で建てられた施設が1500万、600万だという状況でございます。うちの課といたしましては、あそこのハウスの、例えば骨組であったり、ビニールであったり、仕様っていうふうなものをよりちょっと安価にできないかなというふうなところを、検討を進めておる状況でございます。そこで、今の既存の養液栽培システムのところはちょっとしようがないんですけども、骨組みですね、研修ハウスの骨組み、ビニールというところの仕様を少し安価なものにして、コストダウンを図りたいというふうに思っております。それと、育苗ハウスのところにつきましては、中の養液栽培システムを入れるということは今考えておりません。育苗、棚ですね、棚をやはり作らないといけなくなりますので、そういうものの仕様にしようかなと考えております。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

そうしますと、いわゆる栽培、育苗も栽培の一環なんですけども、当然、トマトを定植するための苗ということが中心になりながらそれ以外のことを考えておられるということなんんですけども、トマトの生産そのものの栽培施設をしては、2棟ということで、あれは1棟330ですかね、平米ということで、7アール弱ぐらいの面積ができるということでおろしいですね。で、私も今真ん中に立ってるあのハウスを見るとかなり太いパイプを使っていますよね。あれは、20何インチかの太さだと思いますけども、結構高いんだろうなと思って見てました。だから今度できる部分については少し、現実的なというお考えのようですので、それは、言い方を変えればそれは、農家がこれから栽培に自分で経営するときに建てていくであろうそのハウスを想定しているという考えでよろしいですか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ハウスを建てる際に、今後、それはあれですかね、その研修生が就農していく場合ということでございますかね。その辺のところにつきましては、現段階で、就農今後していって、自分でハウスを建てるというところもあるんですが、できればですね、今既存のリースハウスがありますので、そこの活用というのを、まず考えております。今ちょっと、村之郷でも空いている施設がございまして、今後ちょっと分からぬ状況ですけども、そういうことも活用して、今後足らなくなつた場合に、そのハウスの仕様というのは、考えていいかないといけないと思っています。やはり農業というのは、ああして自分でやはり最初物を作つて、要は借金生活から始まっていくのは、なかなか就農するにあたつて、かなり高いハードルではないかなと思っておりますので、そういうところの観点からしても、町といたしましては、リースハウスの活用を第一に考えたいというふうに思つております。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっとその議論は、少し後で時間があれば少し、もう少し、進めたいと思いますので、今回質問のメインとしております既にトマトを生産をされておられる農家さんに対してソーラーパネル等々ですね、整備して、要は、産地としての仲間をすぐ増やす土壤にあるわけですので、それをすぐ取組めばいいのかなということの提案をした訳でございます。で答弁の中で販売戦略についていということで、当初から日本総研なんかに協力をいただいて、販路開発ですね、そして、人材も新たに入れてそういうところを、かなり重点的に取り組んで来られたと思います。今検討中だと、新しいところの検討中だということで、既存の農家も含めてというところが、ちょっとうんと思ったんですね。既存農家も含めて販路開拓というところで、うん、うん、うん、うん、いわゆる化石燃料に頼らないそうしたところの、いわゆるソーラーにヒートポンプといったところのブランド化を狙うんではなかつたのかなというふうなこともあります、それはもう既存農家もその範疇だというお考えで、ブランドが図れるというお考えなのか、ちょっとその辺もう少し詳しくお話をいただけますか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田住民課長

この販路開拓の部分について、要は既存農家の部分がどうかというふうなご質問かと思いますが、あくまでこの今のゼロカーボンの使つたこのミニトマトの栽培というのは、要はその何が狙いかといいますと要はハウス内ですね、これの要は温度調節をしながら、例えば時期ずらしをしたりとかいうふうなところで要は、トマトが高値で売れるところなのをちょっと狙つて栽培できないかなっていうふうな試行を今からしようと思っております。現在、今、その販路開拓のところで、別の業者が今入つて、違う品種を

作ってる農家がございます。そのところの部分での販路開拓っていうのはあるんですが、あくまで今の既存のサンチェリーピュアとか、いろんな品種がありますけども、そういうものの時期ずらしを狙ったゼロカーボン化、要は、究極は、油を使わない農業を目指すというふうなところの狙いでやっておりますので、既存の農家と、今その部分はちょっと販路開拓という部分では同じ部分かもしれませんけども、そのところはちょっと一旦切離して、お考えをしていただきたいなと思います。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

要はゼロカーボンとしての、そこを魅力にした、少しでも単価アップを狙える販路開拓は、進めているという理解でよろしいわけですか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

その時期ずらしによって、既存のJA出荷もですね、やはり出荷する時期に、もう、そこから、変わりましても、やはりその高値で、やはり取引されるっていったところはありますので、既存の部分ではありますが、その別のところでのやはり販路開拓というところは、できるかなと思っております。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっと何か最初の趣旨とズれてるのかなというふな感じで受け止めさせていただきました、ちょっと時間がないんで、一つは10%の既存農家が、10%のリース料払ってるからということが、私は理解できなかったんですけど、それがどうして入れない理由なるのかというのがよく分らなかつたんですけども、要は、美郷なんたらかんら2.0というあの中で、いわゆる単価掛ける数量マイナスの経費という中で、できるだけ儲かる農業をやっていこうと、それにゼロカーボンをいれていこうという形の取組みだらうということになってると思っています。さっき質問を先送りした、その就農者に対するいわゆる就農の新しく既存の施設をとにかく使うという、これは私も賛成です。あの空いてるところですね。あれは何とかしないといけない。これはもう大賛成です。まずそれを手を付けていくことは賛成します。しかし、毎年すぐ卒業生が出るわけですよね。多分5名、4から6名の希望者を募っているわけですから、5名平均でやっていくと、それがもうすぐ2年で入ってくる。1年ごとに5名ずつ何とか確保していくかといけないということもあります。で、その研修の場所も含めて既存農家が、その場を提供すればいいのかなということもありました。で、10%というか、その経費節減を含めたソーラーパネル、ゼロカーボンという魅力もありますけども、電気代を浮かせる、ゼロカーボンで浮かせる。当然それは、国や町の補助があっての、そろばん勘定になってくるとは思いますけども、それなりのやはり経費節減につながっていくところは、ある程度私も計算できると思ってるんですね。今電気代どれぐらい使っているんだというこ

とも含めてパネルの必要な数量と、その効率、年間の天気から何ぼ出るというのは、分かりました。それを100%満たすのか、夜も回ってますから、夜の分まで全部やるのかどうかというところも含めていわゆるバランスのとれたところで、これぐらいだったら、経費節減の効果は十分はあるというふうな計算を私できると思うんですね。それを示して、やる気ありませんかと、提供すれば、それはぜひともと言われると私は思いますので、そういう検討をされてるのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、上の研修施設ですね、今データ取りをこれからやろうかなと思っております。そのデータを含めまして、今後一体その、例えばハウス1棟に対して、どれぐらいの太陽光、このトマト栽培、ミニトマト栽培をするであれば、どれぐらいの電気がいって、どれぐらいのコストが掛かっていくというふうなところの計算をこれからしていきたいなというふうに思っています。その実証実験の場でもあると思っていますので、よろしくお願ひします。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっと一言だけ。時間が足りなくてすいません。時間外で。ぜひともですね。全員協議会の場でもいいですし、あるいは産業建設委員会でもいいですので、詳細なそういう、これから多分大きな金を、その新規就農者のために使っていくことになると思いあます。5人の新規就農者をそれだけ定着、定住させていくとなると、それなりに、やはり計画的にな取組をしていかないといけないということがありますので、ぜひとも、詳細なことについて情報提供を、これからも、今までしていただいてますよ。今後も続けていただきたいと思います。すいません、時間取って申し訳ありません。これで終わります。

●原議長

牛尾議員の質問が終わりました。

ここで11時5分まで、休憩といたします。

(休 憩 午 前 10時54分)

(再 開 午 前 11時05分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告3、8番・藤原修治議員。

●原議長

藤原議員。

●藤原修治議員

8番、藤原でございます。午前中の最後の質問者なりました。2点ばかり質問をさせていただきたいと思います。まず1点目は、美郷町議会議員一般選挙についてであります。美郷町議会議員一般選挙が7月15日に告示され、7月20日に投票、開票所するとの日程が美郷町選挙管理委員会から告示されております。この度から、今までとは違った選挙の実施となることも選挙管理委員会から発表されており、以下のことで見解を伺いたいと思います。まず1点目です。投票率の低下についてということです。選挙管理委員会は人口規模や社会情勢に対応した投票所の適正化と、有権者が投票しやすい新たな選挙の執行環境を整えることで、これまでの投票所17カ所を7カ所廃止し、10カ所に見直すとされました。投票所が減ることで、住民が投票に行きづらくなり結果として投票率が下がる可能性があります。特に高齢者や交通手段に制約のある方にとっては、投票のハードルが、高くなると思われます。今後予想される投票率の低下対策として、どのようなことが考えられますか。また、影響の大きい投票所の再編箇所で、見直し基準をおおむね満たす場所は、有権者の利便性から、このたびは、残すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。2点目は選挙公報の配布方法の変更についてであります。これまでの選挙公報は、郵送により全戸配布されていました。この度から告示日の翌日に、広報との自治会配布物と一緒に自治会により、選挙公報を届けるとされております。自治会運営は地域によって様々であります。選挙公報の配布を郵便局から自治会に協力を求めることで、選挙運営に支障が起きないか、不安を感じますが、見解をお伺いしたいと思います。3点目は、選挙制度の変更で変わることについてであります投票所の減少や、選挙公報の配布以外で、これまでの選挙の在り方が変わる事項があるのかをお伺いしたいと思います。2点目でございます。産業廃棄物の計画反対活動について、ということであります。本年3月に町内の内田に産業廃棄物の最終処分場建設計画があるとの新聞報道があり、埋立て容積が400万立米、20年間をかけて埋め立てをするとの内容がありました。地元からは生活環境の悪化や農産物への悪い風評等を危惧し、反対運動が起り、美郷町議会に対し建設計画の中止を求める請願が5月9日、君谷の水と命を守る会と君谷地域連合自治会より連名で提出されました。これらの会は、建設反対、施設建設反対の署名活動により、多くの人々の反対意思を示すため、5月14日の連合自治会長会議後において、全町民への建設反対への署名依頼などの協力依頼をされるなど、積極的な反対活動を展開しております。この反対活動に対し、議会としても、地元住民の思いに寄り添い支援すべきものと思っております。この産業廃棄物の最終処分場建設が地域に与える影響について、どのような見解をお持ちでしょうか。また県内及び隣接する広島県の民間処理の産廃処理場の現状を把握されていれば知らせください。以上2点、よろしくお願いしたいと思います。

●原議長

番外、選挙管理委員長。

●渡利選挙管理委員長

美郷町選挙管理委員委員長 渡利でございます。先ほど、藤原修治議員の1点目の質問で、美郷町議会一般選挙についてでございますが、町の選挙管理委員会の所管でございます私から答弁を申し上げます。初めに、この場をお借りまして一言お礼申し上げま

す。議員の皆様そして町民の皆様には、日頃から選挙管理委員会の運営並びに各種選挙の執行に対し、多大になる理解とご協力をいただいておりましたことに感謝し、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。このたびのご質問につきましては、町議会議員一般選挙を始め、町が執行しております選挙につきましては、選挙管理委員会といたましても、時代の流れや状況の変化に応じ、よりよく適正な選挙の執行方法などについて、以前から課題意識を持っておりました。選挙のたびに、投票所を巡回し、環境や利便性の違いについて議論を重ねてまいりました。今回、投票所の再編について、特に重要なテーマとして、時間をかけて様々な観点から議論し、投票の公平性、そして安全性を確保を確保しつつ、検討を重ね将来にわたり有権者の皆様が、投票しやすい環境と利便性を配慮し、投票所などの維持していくために決定したものでございます。議員の皆様、そして町民の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきたいと思います。詳細につきましては、引き続き、この後、選挙管理委員会事務局長のほうから詳しく説明申し上げます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

藤原修治議員のご質問につきまして、町選挙管理委員会事務局としまして、ご説明を申し上げます。1点目の投票率の低下についてです。改めまして、今回、町内投票所の再編に至った経緯をご説明申し上げます。美郷町では、平成16年10月の町村合併時に合併前の投票所を引き継ぐ形で、これまで、邑智地域12カ所、大和地域5カ所町内全体で17カ所の投票所を維持してまいりました。平成16年当時5418人だった有権者数は、令和7年3月現在、3496人、人数にして1922人、率にして35.5%の減少となっております。また、選挙事務、投票事務、開票事務につきましては、選挙の公平・公正な執行に加え、迅速さや正確性も求められ、非常に職責の重いものでありますので、従事する者は、町職員で対応をしております。この町職員につきましても、合併後48人減少いたしまして、投票所従事者の確保が難しくなってきております。あわせて、投票区によりましては、地域の選挙人が減少し、各投票所で、2人の立会人の選任もままならない状況となっております。投票所となります施設の環境面につきましても、町所有の公共施設のほかに、地域の集会所などをお借りしてまいりましたが、老朽化が進んだ施設も多く、出入口の段差でしたり、駐車スペースが確保できない、トイレの水洗化などの未整備、空調設備が機能しないなど、投票環境の格差も課題となっていました。加えて、選挙当日の投票だけではなく、事前に投票することのできます期日前投票制度の普及がございます。期日前投票制度は平成15年に創設され、翌年、平成16年の参議院選挙から実施をされており、町内でも多くの有権者にご利用いただいております。町選挙の場合は、告示の翌日から投票日前日までの間、町内2カ所の期日前投票所でご投票いただけます。制度の開始以来、町内でも、この制度が定着し、徐々に利用率の向上が見られ、直近の衆議院選挙では、全投票者のうち期日前投票を利用された方の割合が、37.3%となっております。期日前投票の利用増加に伴い、当日投票の利用者は減少の傾向にございます。町選挙管理委員会では、こうした状況を総合的に判断し、今後も選挙を持続的に、かつ公平かつ適正に執行するため、この投票所再編についての議論を重ねてまいりました。再編には一定の水準、有権者数200人以上、投票所までの距離が

10キロ以内というものを設定いたしまして、投票所としての設備、バリアフリー、駐車場、空調設備などが整った選挙人の利便性の高い公共施設といたしております。町内全体で、投票所の規模や配置のバランスを考慮し、再編後の投票所は邑智地域では、各連合自治会に1投票所、大和地域では、比之宮連合自治会に1投票所、上野と都賀西、都賀本郷と長藤、潮曲利と都賀行の各連合自治会に1投票所の計10投票所としております。再編により、今後は、継続的に安定した投票所の運営、人員配置などが可能になると考えております。対象となる地域につきましては、令和6年6月から12月にかけて、個別に事務局の職員が、連合自治会や単位自治会の会合、また、自治会長様宅にお邪魔をいたしまして、再編に至った経緯などをご説明し、ご理解をいただいております。議員ご指摘の投票率の低下への懸念でございますが、直近の選挙の投票率を見ますと、令和6年10月の衆議院選挙では、投票率が70%、令和5年4月の島根県知事選挙では65%、令和4年7月の参議院選挙では、72%となっており、近年、70%前後の投票率となっております。本年7月に予定をされております町議会議員選挙につきましては、町民の皆様も関心が高く、1番身近で、非常に意義の深い選挙であるというふうに考えております。私どもといたしましても、有権者の皆様にできるだけ投票の機会を確保し、貴重な1票を投じていきたいと考えております。この対策といたしまして、まずは、期日前投票所の更なる利用促進を考えております。町の広報では、5月号、6月号の2カ月にわたり、今回の選挙に関する記事を掲載しております。今後は、ホームページ、IP告知放送、公式LINEなどを活用し、これまで以上に、期日前投票所の利用を呼びかけ、投票率の低下防止に努めてまいります。ホームページや公式LINEを使った情報発信につきましては、スマホ世代とりわけ10代、20代で顕著に見られます若者の選挙離れを抑制し、町の選挙に関心を持ってもらうきっかけとなり、積極的な投票につなげることができればこれまで低迷をしていました若年層の投票率の底上げも期待できると考えています。続いて、2点目選挙公報の配布方法の変更についてです。選挙公報の配布につきましては、ご指摘のように、これまで郵便、タウンメールという方法でございましたけれどもこれによりまして、全戸への配達としておりましたが、近年、郵便局の配達事情が変わられまして、現在では、郵便物を郵便局へ持ち込んだ日の翌々日からの配達となること、あわせて土曜日の配達は行わないこと、こういったことから、現実的に、町の選挙で選挙公報の郵便による配布は困難な状況となっております。選挙管理委員会としましては、町の選挙における選挙公報の重要性は十分認識しております、可能な限り、有権者の皆様のお手元にお届けしたいと考えています。そこで、具体的な配布方法としましては、町のホームページへの掲載、役場や大和事務所、公民館、交流センターなど、公共施設の窓口への備置きを予定しております。あわせて、事前に全世帯に配布します投票所入場券に公報を掲載するホームページのQRコードを印字しておりますので、お手持ちのスマートフォンからもご覧いただくことができます。また、先日開催されました町連合自治会長会におきまして、町議会議員選挙の公報につきまして、自治会を通じた配布をお願いをさせていただきました。この選挙公報の配布に合わせるため、通常20日を配布日としております広報みさと等、町からのお知らせの配布を7月につきましては、特別に日程調整を行いまして、2日繰り上げることで、選挙公報と町の広報を同時に配布いただき、自治会内での配布を1回で終えていただけるような調整も行っております。自治会を通じました選挙公報の配布につきましては、以

前にも行われておりまして、平成25年までは、実際に対応していた配布方法でございます。当時も、自治会長さんをはじめ、地域の皆様の多大なるご理解、ご協力によりまして、広く有権者の皆様に公報をお届けすることができました。この度もどうかご事情をご理解いただきまして、ご協力を願いしたいと思います。最後に、3点目の選挙制度の変更で変わることについて申し上げます。制度の変更ということではございませんが、投票所の再編に伴いまして、町内のポスター掲示場の設置箇所が箇所数が変わってまいります。本町の場合、選挙人名簿登録者数千人未満の投票所が10箇所ということになりますので、公職選挙法施行例の規定によりまして、町内全域で80箇所ということになります。その他につきましては、これまでの選挙と同様に執行されます。事務局からの説明は以上となります。町の選挙管理委員会といたしましては、今後も公平公正な選挙事務の円滑な執行を第一に、投票所の環境整備、有権者の皆様への情報提供、選挙制度のさらなる周知など、引き続き全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様、有権者の皆様には重ねてご理解、ご協力を願いしたいと思います。

●原議長

藤原議員。

●藤原修治議員

お答えありがとうございました。私も長いこと一般質問やっておりますが、選挙管理委員長さんに出でていただいたのは初めてで大変恐縮しております。それで選挙のことについてお伺いしましたけど、投票率の低下ということが懸念されるということあります。その対策としてはどのようなものがありますでしょうかという問い合わせに對しましてですね、期日前投票、これを積極的に利用者してくれと。現在、それがもう30数%に上がつとるということでありましてなるほどなと思いますけど、それ以外のところでですね、もっともっと投票率を上げる仕組みがあるんじやないかと思いますけど、どのようなものが考えられますか。

●原議長

番外、選挙管理委員会事務局長。

●行田住民課長

ただいまの、藤原議員のご質問ですけども、投票率を上げる仕組みというところでございますが、今回、投票所の統合ということで、投票所までの距離が遠くなられた高齢の方、例えば、交通手段をお持ちでない方というところが、徒歩での投票所までの移動ということになりますと、かなりご負担をおかけするということになろうかと思いますが、そういう場合にですね、全国的には、移動式の期日前投票所という制度がございます。町内でも統合により投票所を廃止して再編された場合にですね、指定の期日に指定の場所にお集まりいただいて、投票所を開設させていただくということを以前にも行っておりました。あらかじめ選挙管理委員会が指定する日時に限られますので、投票いただく際の利便性のところで、十分に寄与できるかどうかというところがございますけれども、この手法で巡回をした日時に、その時間で投票をしていただく、そういう投票機能を設置することは対応可能かと思っておりますので、そういうことも検討していけたらというふうに思っております。

●原議長

藤原議員。

●藤原修治議員

今、移動期日前投票所ということを言わされました。志君とか、あるいは奥山ですね。こういう制度があったやに思いますけど、今こういったもんも活用していきたいという話でしたけども、これ今度劇的に減るんですね。それで、私は沢谷なんですが、3カ所全てなくなります。例えば、沢谷で3カ所、吾郷でも3カ所なくなりますわね。それから君谷、地頭所でもなくなる。潮地域でもなくなると。その地域ごとにですね、例えば日にちを設定してですね、何月何日の何時から、いつからいつまでは、移動期日前投票所を設置しますということで、役場のほうから設定されてですね、地域に知らしめていただくとですね、いわゆるその免許証を持たない方、お年寄りの方、非常に利便性が高まってですね、投票率低下を防げると思うんですけど、地域からの要望がなくてもですね、要望がなくても、このたびは、試験的、試験的にいうのもおかしいですね。やってみてください、それ、ね。どういう効果があるか。そう思いますけど、いかがですか。

●原議長

番外、選挙管理委員会事務局長。

●行田住民課長

先ほどの藤原議員のご指摘ですけれども、ちょっと先ほどのご説明で、不足しておりましたが、地域を昨年巡回してご説明させていただきました時に、そういった手法について、そういった移動式の期日前投票所につきましても、地域の皆様にもご説明をさせていただいた経緯がございます。そういったご要望がございましたら事前に情報をいただくことで、設定をさせていただくことは可能ですというご説明をさせていただいてたんですけれども、このたびはちょっとそういったお声がなかったもので、実際、今計画しております町議会選挙につきましては、移動式の期日前投票所を設定するということはちょっと、現在のところは考えておりません。

●原議長

藤原議員。

●藤原修治議員

昨年の説明の中でそういう要望がなかったということですけど、昨年はね、まだね。ピンと来なかつたんだと思います。皆さん方、今年に入ってね、ダブル選挙というようなことで7月20日が間近に迫ってきて初めて皆さん方がね、これはちょっと不便になるなど。実感されてきたんだと思います。それで私、いろんな会合へ出向いたときにね、結構、声を聞くんですよ。今度ちょっと不便になるな。なんとかならんだろうかなと。だから、このたびのですね、小さな声ですよ。小さな声ですけど、やっぱり拾い上げて、その方たちの思いを届けんといかんということの中で、ちょっと提案したんですけど、今のところは、昨年の段階でそういう要望がなかったから、そのことは考えてないとおっしゃられました。でも、私の聞いとる範囲ではですね、そういう要望が、それは僅かなニーズかもしれませんよ。ありますんでね、ぜひとも、検討していただきたい

と思いますがいかがですか。

●原議長

番外、選挙管理委員会事務局長。。

●行田住民課長

大変貴重なご意見承りましたけども、大変申し訳ありませんが、ちょっと今回につきましては、そういう計画がございませんでしたので、今回の投票の状況などを見させていただきまして、次回以降のところでそういう移動式につきましても、導入を検討してまいりたいというふうに思っております。

●原議長

藤原議員。

●藤原修治議員

この度は様子を見てからというお答えでございました。それでですね、このたびの改正ですけど、選挙をやられる方の利便性を高めるという面が非常に高くて、投票者の立場に立ってない改正やに私は思うんですけど、投票者の対象者の立場に立っておられますか。

●原議長

番外、選挙管理委員会事務局長。

●行田住民課長

ただ今のお尋ねですけれども、ちょっと先ほどのご説明と重なるところもございますが、今回の再編につきまして、地域ごとの投票所での格差というところの解消、町内のバランスというところも考慮しております。これまで、大和地域につきましては、合併前のところで大変統合が進んでおりましたので、7つの連合自治会に対して5つの投票所、反対に、邑智地域につきましては、6つの連合自治会に対して12カ所というところでございました。邑智地域の選挙人名簿の登録数を申し上げますと、約2500人いらっしゃいますので、1投票所当たりの人数が最小で36人という投票所がございまして、最大で680人という、約19倍の開きがございました。このあたりの点も是正をさせていただいたわけでございます。あわせて、地域の集会所などを借りて投票所とさせていただいておりましたけれども、施設の老朽化が著しくて立会人さんですか、投票に来られる有権者の方のほうから地域のほうから、ちょっと投票所としてご利用いただくにはもうちょっとふさわしくないので、違う会場などを考えてほしいというようなお声も、地域のほうからもいただいておりましたので、そういうところも考慮しての再編ということになっております。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

施設も老朽化しておる、バリアフリーもなってない。トイレ事情も悪い。或いは駐車場スペースが少ないと、空調関係がね、貧弱だ这样一个の中でも、多分、立会人の方々がですね、いい施設だったら、いくらでも集まると思うんですけど、古い施設はね、なかなかそれは、来られないと思います。それでその立会人というのはですね。

3名ですかいね、2名ですかいね。2名です。これは、この選挙区エリアの中の人でないと駄目なんですか。それとも別のとこからぼんと来られてもいいもんなんですか。

●原議長

番外、事務局長。

●行田住民課長

立会人につきましては、選挙区内に限らず、今回、町の選挙でしたら、美郷町内の有権者であれば、立っていただくことはできます。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

分かりました。それで、この度からですね、タクシーを無料タクシーを利用するとか、石見交通の200円バスを利用する考えられますけど、タクシー利用これ限定されてますわね。バス路線を通つとるところの方々は駄目ですよということです。だから、奥地化、奥地化というのはおかしいですね。私の近所にはね、私の組では3名ばかりおります。お年寄りで独居で免許証がありません。目の前に石見交通が通っています。そういう方々は、タクシーを使えないふうに理解してよろしいわけですね。

●原議長

番外、事務局長。

●行田住民課長

ただいまの藤原議員のご質問ですけれども、タクシー利用助成につきましては、昨年のところで、そういうバス路線の近隣の方を除くとかいうような条件をなくしておりますので、ご自身が免許を持っておられないですか、車をお持ちでないという方につきましては、タクシー利用助成400円の助成ですけれども、どなたでもお使いいただくことができております。そういうものもご活用いただいて、期日前投票でしたり、当日投票にお越しいただければというふうには思っております。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

以前はそうだった。この度は変えちゃったと。エリアも広げちゃった。大和からでも、どっち行っても400円ですということで、それは理解しとったんですが、私ここに5月14日の連合自治会長会の資料があるんですけど、ここにですね、タクシー利用事業のご案内ということで出されておりますわね。バス等の利用が難しくタクシーが唯一の移動手段の方と書いてあるんですよ。私の目の前に石見交通通っております。バスの利用できるんですよ。難しくないんですよ。それでも、これ無視してよろしいんですか。こういう資料が出ておりまして。

●原議長

番外、事務局長。

●行田住民課長

以前は、バス路線を除くエリアというところがありましたので、そういったバスが利用できないというのは、路線的に利用できないというところであったんですけども、そここのところで申し上げますと、バスというのは、定時定路線で走っておりますので、時間的に都合が合わないとか、この時間体で、出かけられたい時間体に手段がないというような方につきましても、タクシー利用のところを、ちょっと拡大をさせていただいていると思いますので、そういったところでご利用が可能というふうに理解をしておりますけれども。

●原議長

企画推進課長、担当課長、よろしいですか。結論を。使えるのか、使えないのか。

●原議長

番外、企画推進課長。

●永妻企画推進課長

公共交通機関のない地域、バスの利用につきましては、失礼いたしました。既存の公共交通機関では目的地までの外出が不可能な地域に対して、居住されておる方に対するタクシー利用が唯一の手段となるものとなる方が対象となっておりますので、使っていただけるのかなというふうに思っております。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

私、ちょっとしっかりと理解できませんでしたけども、まあよろしいです。それで、かなりの人たちが影響を受けます。特に、我が沢谷地域ですね、酒谷の人は4キロぐらい移動せんといけませんね。行って帰ってて1時間1時間2時間かかりますね。バスで行って、帰りはバスがないから歩いて帰る人は、また1時間かかるという。そういった中でですね、私の近所に千原コミセンというコミュニティーセンターというのがありますと、その利用者数をこれデータで見ると184名でしたかね。184名の方が影響を受けます。それで見直し基準の中にですね、200人、あるいは10キロ以内、また公共施設、冷暖房完備、駐車場、バリアフリー等々言われました。この項目をですね、コミセンは、私満たしとすると思うんですよ。最初の資料ではですね、おおむね200人という表現されました。今日は200人と明確に言われましたけど、最初はおおむね200人で出発されておられるはずです。それから公共施設優先ですね。公共施設優先でいきますよということで、公共施設じゃ駄目ですということは明確に言っておられません。千原コミセンは、公共施設であって、指定管理をされてるわけでありますけど、そういったことを考えるとですね、あそこを廃止してですね、沢谷交流センターに持っていくというのはいかがなものかと思います。184名の有権者のことを考えるとですね、あそこは残すべき場所ではなかったか。1番大きく影響を受ける場所です。次は吾郷のだったかな。だったやに思いますけど、いかがお考えでしょうか。

●原議長

番外、選挙管理委員会事務局長。

●行田住民課長

ただいまのご質問ですけど、藤原議員ご指摘のように千原コミュニティセンターにつきましては、最新でも180名の有権者数がございます。吾郷地域が160面ですとか、乙原地域が150名というところが確かにございますけれども、説明が繰り返しになって申し訳ありませんが、各連合自治会とのバランスというところを考えさせていただく中で、各連合自治会に1カ所という形を決定させていただいたわけでございます。先ほど、選挙執行者側の立場での再編であって有権者のことが考えられているかどうかというようなお話をございましたけれども、投票所を再編することによりまして職員の配置をきちっとさせていただいて、安全に、選挙を執行するという事が、貴重な有権者の1票につきましても、きちんと民意を反映させるための選挙の執行という点では、非常に大事なことかと思っておりますので、なかなかその、今まで投票所の数が17カ所あったときに再編が、職員の配置につきましてもなかなかそろわずに、人を探すのに大変だったというところもございまして、安定的な選挙を行うというところで、このたびのように7月というと、出水期なども重なってまいりまして、そういった災害時、緊急時のための人員というところも少し余裕を持って配置をさせていただきたいというところもございます。そういうところもちょっとご理解をいただければというふうに思います。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

色々事業がありますんですね。しょうがないかなといったところでございます。それで、今度の選挙からですね。選挙公報ですね。この配布がですね、自治会長さんにお願いするということに変わったんですね。選挙公報というものはですね、候補者、選挙に立つ候補者の政策をですね、平等に伝える唯一の公的資料なんですね。これをですね、配布方法に公平性や確実性が欠けるとですね。選挙の公平を損なっちゃう恐れがあるんじゃないかなと思います。それで、地域によってはですね、その配布の仕方がいろいろばらばらだと思うんですよ。すぐその日に配る人もおられれば、2、3日してから配られる方もおられたと。地域もあったやに思います。それで、私どもの自治会ですね、それが変わるたびに変わることですね。結構。几帳面な人は、もう次の日もう持っていたりする。のんきな人は、ちょっとね、4、5日経ってから持ってきたとかね、いろいろありますて、このたびはですね、選挙ですね、きっちり配ってもらわんと困るんですけど、その辺のところはちゃんと担保されておるんでしょうか。

●原議長

番外、事務局長。

●行田住民課長

藤原議員のお尋ねの選挙公報の配布につきましてですけれども、美郷町では、選挙公報につきまして、発行条例というものがございます。こちらの中に選挙公報の配布、まず選挙公報発行につきましては、選挙ごとに1回発行しなければならないという規定がございまして、配布につきましては、各世帯に対して選挙の期日前日までに配布するものとするという規定はございます。これに従いまして、これまで、全戸配布という形を取りさせていただいたわけでございますけれども、公選法に基づいて配布する方法の中

に、そういう郵便を活用するという方法もございますが、そういうことが難しくなった場合には、一般的に認められております方法としては、新聞折込みという方法をする。これで、配付したことによって見えることができるという解釈がされておりますので、次に取る方法としてはそういう新聞折り込みという方法になってしまいますけれども、町内の新聞販売店さんのほうをちょっとお尋ねしましたところ、美郷町内では、新聞を取っておられるご家庭というのが約1000部、新聞が1000部発行されておれるということです。町内世帯数は1900世帯程度ございますので、シェアとしては半分未満にならうかと思います。そういうところで、実際、折り込みという方法よりは、自治会の皆さんのご協力を得て配布するというほうが、広くお届けいただけるのではないかというところで連合自治会長会議の中でのお願いをさせていただいた訳でございました。選挙管理委員会としましては、本当にお願いをさせていただくというところになりますけれども、その辺をご理解をいただきたいというふうに思います。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

分かりました。それでこの度からはそうするんですけど、郵便局さんですね。告示日、火曜日に告示日ですね。水曜日に例えば郵便局に持っていくと。そうすると翌々日ですよ。そうすると、金曜日に届くわけですよ。えっ違いますかいね。水曜日に持っていくと、木金で金曜日に届くじゃないんです。答弁、お答えの中で翌々日と言われましたよ。でも。

●原議長

番外、事務局長。

●行田住民課長

お答えいたします。翌々日からの配達が始まりまして、町内全戸配布、これまでにお願いした際には、町内全部配るのに3日かかるというふうに、おしゃっておられます。ですので、今回ですと、例えば金曜日が1日目、土日の配達がないですので、翌週、月火で、今回、たまたま月曜日も祝日ですので、火水というような形になってしまいますので、本当にちょっと現実的には難しいと郵便局さんの方からご回答いただいております。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

了解しました。私ちょっと勘違いしておりました。すいません。いずれにしましてもですね、自治会に、本来の目的はですね、地域社会福祉の向上であるとか、そういうことが本来の目的であってですね。選挙活動に関与するというのは、本来の目的から逸脱しとるやに私は思うんですけど、美郷町としては事情があってのことありますので、投票率が下がらないようにですね。しっかりとこれから運営していくといったいと思います。以上で終わります。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは藤原議員お尋ねの2点目、産業廃棄物の計画反対活動についてのご質問にお答えをいたします。産業廃棄物最終処分場の建設が地域に与える影響につきましては、町としましても、住民の生命、財産を守る立場から、極めて重要な課題であると認識をし、一般的に処分場建設が地域に与える影響としまして、1点目は、周辺環境への影響があげられます。施設の建設中には、敷地内の造成や、工事に伴う汚濁水の流出、騒音、振動の発生や、工事用車両の出入りに伴う交通量の増加による騒音、排ガスの発生等が予想されます。また、地域に生息する動植物等生態系への影響も懸念をされます。施設の稼働後には、廃棄物による悪臭の発生や飛散・流出、排水処理施設の故障や事故、災害などによる汚染水の河川への流出に加え、老朽化や災害による遮水シートの破損による未処理の浸出水による地下水や土壌の汚染などの可能性も考えられます。2点目は、住民の安心安全な暮らし、健康への影響です。最終処分場建設に対する地域の住民の皆さんの心理的な負担が大きいと考えます。飲料水や農業用水に対する不安、大気汚染や悪臭による健康被害への不安、交通量の増加に伴う道路などの損傷や安全面への不安、町の基幹産業である農業への風評被害、将来も住み続けることへの不安から町外への人口流出に拍車がかかる、等への懸念があると考えられます。続きまして、県内の産業廃棄物最終処分場建設の整備状況ですが、お尋ねの県内の産業廃棄物最終処分場は、令和5年度末で17施設が整備をされています。そのうち、今回の計画と同様の管理型の最終処分場は、県内に4施設が設置をされ、現在、稼働をしているというふうに承知しております。このうち、1施設は、公益財団法人による設置となっておりますので、残る3施設につきましては、いずれも民間事業者による設置となっています。また、お隣の広島県は、全国的に見て最終処分場の設置が多く、広島県の環境白書によると、令和4年度末現在で76施設が整備をされています。将来にわたって、地域住民の皆様の安心・安全な生活と豊かな自然環境を守る立場から、可能な限りの情報収集を行い、関係機関に対して、地域の声をしっかりと届けてまいりたいと考えています。この問題につきましては、ぜひ議員の皆さん、議会と協調して地域住民の皆さん思いに寄り添っていきたいと考えています。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

この問題につきましてはですね、先ほど牛尾議員、紹介議員として質問されました。私の後、今度は、藤原みどり議員の方からですね、紹介議員として質問がされるわけでありますけど、先ほど、町の立場ですね、法令に基づいて事務を執行する立場であるということで、権限は島根県にありますよ。ですから現状把握とかあるいは情報収集ですね、お互いに努め合いましょうという話の中で、今県内、県外のね、状況ちょっとお聞きしましたら、そういう答弁いただきましたんで、そういう状況にあるなというのがね、情報が今とれましたけど、いずれにしましてもですね、この業者はですね、何ヵ所ももう設置してきとする業者なんですね。やり方はもう分かっておるという感じでして、

直球勝負ではね、なかなかこれ勝てないやに思います。私は立場としてですね、これ絶対反対の立場です。町長言わされましたね、自由に主義主張が述べられるのは議員だということで、私はですね、全く反対の立場で今ここに立たせていただいておりますけど、いずれにしましてもですね、これちょっとこう社会のあるいは、倫理的な責任、この辺のところを突いてですね、設置許可申請を思いとどまらせる。そういうやり方の方がね、でないと、ちょっとこれ、阻止できないと思うんですよ。倫理的責任ですね、その辺のところちょっとこう突いていかなければならぬと思います。それで、お聞かせいただきたいと思いますけど、先ほど町長の答弁の中にですね、貴重な動植物、生態系への影響も懸念されると。生態系への懸念ですね。そこでですね、この排水を流される君谷川ですね、ここに、オオサンショウウオが生息しとると。私は、ある知人から聞いたんですけど、そのことをご存じでしょうか。

●原議長

番外、住民課長、

●行田住民課長

ただ今の藤原議員のご指摘ですけれども、君谷川の方にオオサンショウウオが生息しているというお話を伺ったことがございます。先ほど、牛尾議員のご質問の際にもちょっとご説明させていただきましたけれども、環境影響調査につきましては、人の環境への影響を調査するものでございまして、そういういた動植物、生態系への調査というところが、実際の調査項目の中には含まれていないというところがございますので、今回、規定の手続の中ではといった調査はされないものというふうに認識しております。

●原議長

藤原議員。

●藤原修治議員

人の基準の数値です。こういった生物はですね、重金属とか、色んな非常に弱い、弱い立場、弱い生物なんですね。そういうことがあると思うんですけど、オオサンショウウオですね。これは、どのような位置づけの生物なんでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。文化財、また天然記念物を所管をしておりますので、教育課として、答弁を申させていただきます。まず、お尋ねのオオサンショウウオでございます。これは国指定の天然記念物になっております。昭和26年6月9日に指定を受けているやに理解をしております。そしてこのオオサンショウウオでございますが、先ほど1点目のお尋ねにも通ずるところなんですけれども、教育委員会、昨年、夏休みの子ども交流事業、子ども交流会、君谷公民館主催事業がございました。その際、君谷公民館を中心にして、君谷川等でも魚釣り、子どもたち、大人が一緒になって、体験をいたしました。その際に、2回ばかりオオサンショウウオが出現したといいますか、という記事が、美郷町の情報発信ツールでもございます美郷町noteの美郷の社会教育という記事の中でも、掲載をいたしております。また、文献的には、この昭和53年発刊でござ

いますが、邑智町史がございます。その邑智町史の中にも、オオサンショウウオの生息地域ということで、旧邑智町におけるオオサンショウウオの生息地は、君谷地域といったことも、具体的に記述がされておるところでございます。以上です。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

昼のチャイムが鳴ってしまいましたけど、これ、国の特別天然記念物なんですね。特別ですよ。特別天然記念物、それが、あの川に生息しとるんすよ。このことをですね、大変大きな意味合いを持つと私は思います。それで、放流する場所、川にですね、そういった保護種がいるならばですね、専門的な環境影響評価、いわゆる環境アセスメントですね、そういうものも必要かと思いますし、環境省とかあるいは県の自然環境課等々の事前協議が必要だと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

先ほどの藤原議員のご指摘でございますけれども、環境影響評価ですが、こちらはかなり大規模な工事等に対しては調査が義務づけられるものになっておりまして、ただ、今の最終処分場のケースでいきますと、国の環境影響評価法に基づく基準としましては、30ヘクタール以上の最終処分場の建設と言いますか、開発については、この調査が義務づけられます。島根県におきましては、これに基づき、県のほうで、環境影響評価条例というのを策定されておられます。こちらでは30ヘクタールよりも、もう少し厳しいところで、15ヘクタール以上につきまして、調査を義務付けるというような規程になっておりますけども、今回の計画がこれを下回るものでの計画をされておるところでございますが、その部分につきまして、やはり、おっしゃるように特別天然記念物への配慮が必要ということになりますと、開発協議後に提出されます開発協議の中に、そういう自然保護の部分がございますので、そういう個別法のところでの調査を求めるということはできるかというふうに思っております。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

私言いましたように、その倫理的な責任ですね、その辺のところちょっと突いていつて諦めてもらうようにですね、なるべく持っていくねばならないんじゃないかなと思います。時間がなくなってきたけど、あそこですね、町公分収林がかつてあったように思うんですけど、現在でもありますか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

現在、町公分収林はございません。平成7年2月21日に、当時の契約者と契約を解除しております。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

かつては、あそこですね、そういう私あれ手がけたことがあるので、造林ですね。記憶しております。それからあの上にですね、放牧ね、邑南町の業者がやってきて牛の放牧しておりました。あるいはですね、町内業者の方が、あそこでシイタケ栽培やつとった経緯があります。そういう産業振興の場でもあったわけありますけど、例えますね、あそこへ町の所有地がありますね。町道、あそこをですね。そういう産業振興のために使いたい。あるいは買入れをしたいという要望が、地域の人あるいは、産業振興に関わる業者の人から出た場合、どう対応されますか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

藤原修治議員のご質問ですけども、産業振興などの要望があった場合ということですけど、この件につきましては、ちょっと仮定の話につきまして、お答えすることはできかねるというのが、町としての答弁になります。以上です。

●原議長

8番、藤原議員。時間がありません。

●藤原修治議員

分かりました。いずれにしましてもですね、なかなかまともに戦ったら勝ち目がないという中においてですね、色々知恵をしづりながらですね、戦いに挑んでいけばという私は個人的に思っております。時間がなくなってまいりました。これで終わりたいと思います。

●原議長

藤原修治議員の質問が終わりました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

(休 憩 午 後 12時06分)

(再 開 午 後 1時00分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告4、3番・藤原みどり議員。

●原議長

藤原みどり議員。

●藤原みどり議員

3番、藤原みどりです。今回の一般質問は、君谷地区に建設計画がある産業廃棄物の管理型最終処分場について、町長の考えを伺います。私は、産業廃棄物の管理型処分場

建設計画に反対する君谷の水と命を守る会の会長から、廃棄物処分場建設計画に反対するため、町会議員としての協力要請を受けました。説明を受けた後、協力することを確約し、町議会に提出する請願書の紹介議員になることも承諾しています。自然が取り柄の美郷町に廃棄物の処理処理場が、建設されると、君谷地域の自然破壊、井戸水や農業用水への影響、地域住民の生活環境、健康にも影響が及ぶ可能性があることは、誰でも予測できます。また、君谷地区は、道路事情が芳しくなく、大型車などの廃棄物運搬車両が往来し、交通量が増大すると、交通事故はおろか車の騒音で、静寂な地域の生活環境が害されます。地域住民の生活に大きな影響が及ぶことは明らかです。事業者が、処分場から絶対に有害物質や汚水が漏れ出ないように、万全を期すると説明しても、安全とか、絶対とかという言葉が信用できないことは、一般的な過去の歴史が示しています。有害物質や汚水が漏れて君谷川に流れ出ると、君谷地域だけの問題ではなく、下流域の川本町、江津市、江の川の水を利用される住民、江の川の水産物、漁業組合にも、影響が出る可能性が大です。広島の瀬野川水系の各河川、岡山県吉備中央町の浄水場の水、岩国の米軍基地や周辺の池など、全国各地で、自然環境では、分解されにくい発がん性がある有機フッ素化合物、ピーハスなどを含む水が国の基準を超えた問題もあることを考える必要があります。丸山県知事は、益田市で、核のごみの最終処分場の文献調査の受入れが、話題になっただけでも、益田市や島根県にとって、風評被害が生じて、市や県のためにはならないと述べられていますが、君谷の廃棄物処分場建設計画も、同じ懸念があります。廃棄物処分場が建設されると、行く行くは、住民の生活環境にとどまらず、地域住民の転出にもつながり、町の衰退に拍車がかかると私は心配しています。廃棄物の最終処分場の建設計画は、美郷町や近隣市町の住民にとって、メリットは何もありません。利潤を追求する企業は、地価が安く地域住民が少ない過疎町村を標的にして、たとえ反対されても、反対機運が盛り上がらない団結力や知識が脆弱な田舎を狙い、廃棄物処分場の建設計画を進めているのは、見え見えです。悪質な業者は、反対する会や団体の内部分裂を画策し、金をばらまくこともあると聞きます。美郷町民は、三江線の廃止問題で、大企業が何を画策していたか経験しているはずです。衰退する町が、利潤を追求する企業の餌食にならないよう、町を挙げて町民が一丸となって反対する必要があると私は考えます。計画されている処分場は、有害物質を含んだ遮断型ではないものの、有害物や、有機物を含まない安定型でもありません。危険度が中間的な管理型と説明がありますが、絶対に安全とは言えません。廃棄物ですから、何が捨てられるかわかりません。企業の目的は、法律の規定や、条件をクリアして、最終的に島根県の許認可を受けることが目的です。地域住民の安全や保障は、二の次に考えていると思います。三江線廃止のように、同意することはできません。廃棄物の再最終処分場の問題や関連法規は、少々の勉強では理解はできませんが、簡単に受け入れられる問題ではないため、私は、反対運動に協力する考えです。君谷の水と命を守る会は、全町民に対して、廃棄物処分場建設反対の協力要請と署名活動を行い、絶対に阻止するため、一致団結して、反対運動を計画していくと聞いています。町長は、廃棄物の処分場計画について、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。私の質問は以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは藤原みどり議員の産業廃棄物管理型最終処分場建設計画についての、ご質問にお答えをいたします。今回の一般質問では、同趣旨でご質問を複数いただいておりますが、改めまして、答弁を申し上げます。この件につきましては、5月9日に地域住民で組織をされました君谷の水と命を守る会の勝田会長を初め、同会の方々と、君谷地域連合自治会の花岡会長と面会をいたしました。皆さん、地域の不安、問題意識に対し、主体的に積極的に動かれ、また、短期間で670筆の署名を集められています。そのご努力に敬服をいたします。約1時間にわたり、皆さん方のご不安やご要望をお伺いし、その思いにつきましては、しっかりと受け止めさせていただきます。執行部としましては、地域住民に寄り添い、関係機関と相談しながら、町にできることを、できる限りのことをしていきたいという考え方をお伝えし、ご理解をいただいております。答弁にあたり念のため、町執行部の法的な立場について説明をしておきます。町執行部は、法令等に基づき事務を執行し、権限を行使する行政機関であると定められています。そのためこの法令の枠組みから逸脱することができず、法令の範囲内で、全てのことを対応しなければならない立場にあります。そのため、法に基づいて行われる手続等につきまして、賛否を示したり、拒否をしたりすることはできず、今回の場合のように、権限がない場合はなおのこととなります。今回の事案につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、処理施設の設置許可等に関する権限は島根県にあり、町としましては、そういう権限を保有はしておりません。先ほどの面会時には、そうした枠組みであることも率直にお話をした上で、町の考え方をお伝えをしております。町執行部としましては、このように対応が限られる中にあっても、君谷地域の住民の方の思いに応えるため、まずできることとして、現地の把握や情報収集、地域との情報交換や、関係機関との情報共有などに現在も努めているところです。一方で、この事案につきましては、守る会や、連合自治会から町議会に対して、請願が提出をされていることを承知をしております。5月29日には、議会視察として現地を視察され、守る会や君谷地域の方々と意見交換もされ、議員の方の行動に期待をする声も多数あったというふうに伺っております。議会は、法律で議決機関と定められており、執行権は有しておりません。そのため、議員の皆様は、行政機関である町執行部のような執行に対する制約がなく、それぞれのお立場で様々な意思表示、行動をすることができるとされています。議会としての意見書の提出などは、こうした意思表明の手段の一つであります。執行部といたしましても、議会における議論や検討状況、そして今後の対応につきまして、非常に注目しております。行政機関としての立場を踏まえた上ではありますが、議会の対応を尊重し、地域住民の皆さんのがんばりに寄り添っていきたいと考えております。

●原議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

午前中の答弁や、私に対する答弁内容をお聞きしますと、町は、住民生活を守る行政機関でありながら、町執行部は、何も意思表示ができない。産廃問題にはタッチできない。中立の立場であると説明されているように聞こえました。そして、町としては、法令に基づいてと繰り返しおっしゃいました。処分場が認可され、稼働すれば、何十年あるいは半永久的に処分場下流域の住民に影響が出る可能性が考えられます。もしかすると、自治体の運営にも影響が出る可能性は、他の処分場の例を見ても明らかです。それ

なのに、町の代表者である町長として、住民を守るための予防や防衛などの発言が何もできないのでしょうか。産廃の処分場の許可権限者であれば、法に背いた権限行使が、意思表示できないことは理解できます。しかし、美郷町長は、許可権限者ではありません。現場となる町の代表者であり、当事者です。住民の生活や暮らしを守る行政機関の責任者、町の代表者であっても、法的に何もできないのでしょうか。丸山知事が、島根県を守るために、いろいろと発言されているのは、違法な言動になりますか。また、許可権限者の県知事から、意見を求められるまでは、美郷町としての意思表示はしないということでしょうか。例えば、独自の美郷町条例をつくるとか、議会ももちろんのことです。そういう、お考えはありませんでしょうか。自治体は何もできないという法的根拠があれば、説明をお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ぜひ地方自治法をご確認いただきたいと思います。地方自治法の138条2の2には、執行機関という項目があります。市町村長は執行機関というふうに言われております。先ほど中立の立場というふうにおっしゃいましたけど、中立の立場として申し上げてるわけではなくて、執行部というのは執行機関とその補助機関で、成り立ちますけども、執行機関、執行部の立場として、自由に判断したり、意見が言える立場ではないと。あるいは主体的に許認可ができる立場ではないということを申し上げておりますので、日本は法治国家です。法律の中、法令の中で役割があつて、その中で権限責任というのが明確に決められております。その中でできることをできる限りのことをやりたいというふうに申し上げております。ですので、まるで、町とか執行部は他人事で、何もやらないというふうに決めつけておっしゃいますけども、まずは、基本的な立場というのがあります。これを法律上、法令上ご理解いただいて、ここは議会の場ですね、しっかりとした枠組みの中で、ルールを踏ました上で、ご発言をいただきたいというふうに思います。例えば、少しあわかりやすい例を申し上げますと、新型コロナウイルスのワクチン接種というものがありました。町の執行部、当然、業務事務を執行する権利というか、義務があるので、町民の新型コロナワクチンの接種という、こういうふうな業務を執行をいたしました。これは国の法令に定められて、ワクチンを町民に打ちなさいというこの法令の中で執行を委託されてるというか、義務として執行部は行っております。しかしながら、国民の中には、ワクチン接種というものが、異物が外から入るので、ワクチン接種はやるべきじゃないというふうな意見もあります。これは主義主張ですので、それを止めるわけにもいきません。だからといって、もし、市町村長がワクチンはやるべきではないと言って、例えば美郷町長が、ワクチンはやるべきではない。美郷町民は、ワクチン一切やりませんというわけには実はいかないんです。これが執行権です。あるいは執行の義務があるということなんですね。逆に、議員さん、考えていただきますと、執行権はありません。議決機関です。主義主張を自由に主張することができる立場にあります。例えばワクチン接種というのは、人の体の中に、わからないものが入るから、こういうものはやるべきでない。国としてワクチン接種やるべきでないということは堂々と言うことはできる立場にある訳ですね。こういうふうな事例を考えていただきますと、今回の場合は、島根県知事に許認可権というのがあります。ですので法令に

従って、民間事業者が法令の枠内で、計画を提出して、書類を提出した場合には、島根県知事としては受取って、これが法令の中で定められた要件を満たしていれば認可すると、こういうふうな状況にある訳です。逆に、美郷町長の立場としては、これに対して、いいとも悪いとも言えません。業務の執行を妨害するわけにいきませんので、法令に従って執行権を持つ島根県知事が執行することに対して、異を唱えるというふうな立場にありません。これが執行権ということです。ですので町の代表者として、当事者意識がないということですけども、町の代表者として、町民の不安あるいは町民の皆さんがあなたがどういうふうに考えているかということに対して、許認可権者である島根県知事に意見を申し上げる機会、意見聴取の機会というのが、法令上は定められておりますので、その中で、執行機関として、しっかり物を申させていただくと。これが決められたルールの中のことです。藤原議員が言われるように、法令を全く無視してどんどん反対しろというのはかなり乱暴な話になるというふうに思っております。そして条例をつくったらどうかという件につきましては、総務課長のほうからお答えをいたします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

条例による規制の点についてのご質問だと思います。条例につきまして、この件についての条例について解説する場合、かなり複雑な理論を申し上げることになりますので、要点について申し上げます。1つは、条例については制定権というもの、そして、それがおよぼす効力、範囲というものがございます。それを端的に言いますと、条例の制定権の範疇は、その自治体の事務であるということ。そして、法律の範囲内であるということです。法律の範囲内ということは、それぞれの法律について、具体的に個別に判断することにはなっています。一方でですね、この産業廃棄物処理施設の許可につきましては、法定受託事務として都道府県にその事務があり、その権限を有しているということになります。この点において、既に市町村において、その前にもう1点申し上げます。そして、その基準につきましてはこの産業廃棄物処理の、この根拠法ですね。この法の設置基準の解釈については、全国一律のあるものであるというところで解釈されておるところです。という点からこの点について美郷町が独自に条例を定めることは、その上その条例自体が無効であると。少なくとも同じ目的で設置条例を制定することは無効であるということを申し上げておきます。つまり、制定することができないということです。以上です。

●原議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

よく分かりましたとは申しませんが、いろいろまた勉強して、機会があれば、また、改めて質問させていただきたいと思います。次に移ります。自治体の長として、産廃問題に対し、できることは、現地把握や情報収集、地域との情報交換、関係機関との情報共有に努めていると説明されますが、町執行部は、これまでにどのような内容を把握され、町民や議会に、どのような情報提供されましたでしょうか。また、先般、開催された議会報告会、水と命を守る会の意見の中で、町執行部は、2年ぐらい前には、廃棄の

処分場の進出計画を認識していたのではと疑問の声が上がりました。産廃の処分場計画を認識されたのはいつごろのことでしょうか。認識された経緯などの説明をお願いします。また、島根県に対し情報提供されていれば、その内容や日時など、差し障りなければ、あわせて、お伺いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

ただ今の藤原議員のご質問ですけれども、産廃計画についての把握ということでございますが、町のほうに、そういった民間事業者からのお問合せ事項につきましては、実際に、民間事業者からそういうお問合せがあったかなかつたかという部分につきましても、町から公表させていただくものではないというふうに認識しております。また、土地の売買が行われたということにつきましては、こちら土地登記簿等で確認をすることができますけれども、これは国土利用計画法の規定に基づきまして一定の面積以上のものの場合は、売買が行われたということがあった場合には、権利取得者が2週間以内に、町を通じて、島根県のほうに売買の届出書を提出する義務がございます。こちらにつきましては、売買があったという事実を確認されているというだけのものでございまして、開発の目的ですとか利用の目的については、審査をされるものではないということを、県のほうで、特にこういった事実につきましても公表するものではないというふうにおっしゃっておられます。以上です。

●原議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

行田課長さん、売買契約の売買のことは、私お尋ねしておりません。今。申し上げておきます。次に進めさせていただきます。私的な意見ですが、もし、もしですね、私はもちろんこの産廃のことに対しては、大反対でございます。もし万が一、県として、認可を求めて、それを認可した場合ですね、県が許可を認めた場合、処分場ができた場合の対応策として、処分場下流域の地域住民の負担に応えるため、産廃の搬入業者に対し搬入量または、車両ごとに美郷町独自の法定外目的税の徴収を検討されてはいかがでしょうか。島根県は、平成17年に島根県産業廃棄物減量税条例を制定し、税を徴収し、廃棄物の抑制や、再生利用による減量、適正処理に関する処理費用に充てられております。可能かどうかわかりませんが、美郷町でも法定外目的税の条例を制定して、廃棄物排出業者、搬入業者などから県の廃棄物税と同程度の目的税を徴収し、徴収した金額の3分の2程度、処分場下流域の世帯に給付する制度を構築されては、いかがでしょうか。これは私事でございます。ネットで確認しますと、産業廃棄物業者は、キロ30円ないし50円程度の処分料金を徴収しています。1トン5万円。10トンのダンプカー1台で約50万円です。1日約100台の廃棄物運搬車の搬入予想がありますが、概算で、1日5000万円。年間300日で、150億円です。莫大な金額が、処分場の収入になっています。10トン当たり1台当たり、10トンダンプ1台当たり1万円程度を徴収すれば、処分場下流域の1世帯当たり年間100万程度処分場が運用される約20年間給付することができます。1台3万円徴収すれば、年間300万程度の給付も可能です。徴収方法

は、廃棄物の処理票、マニフェストも電子化が進んでいます。電子化されたマニフェストの利用ができれば、徴収業務も難しい処理にはならないと思います。もちろんこれは仮定の話ですので、町長は仮定の話は大体受け付けないというようにおっしゃいますので、一応、これは、お断りをして、お話をさせていただいております。住民の収入が増えれば、町民税など、町の税収も増えます。これまでの目的税は自治体の税収となつても、迷惑を被る住民の補償制度には、転嫁された事例がないと思います。宮島の入湯税、京都の宿泊税、温泉の入湯税、入国税、出国税など今はやりの目的税はいろいろあります、徴収した税を、迷惑を被る住民の救済制度として、構築するチャンスにもなり、逼迫する廃棄物処分場建設にも、ある程度の効果があると思っています。突拍子もないことを申しましたが、どこの産廃処分場でも、被害を被る住民は、どんなに生活環境が阻害され迷惑を受けても泣き寝入り状態です。訴訟を提起するにしても、お金の問題で、何もできないのが現状です。そんなに簡単なことではないですが、目的税を設ければ、廃棄物の搬出抑制、リユース、リサイクルなど、3Rの効果も見込めます。車を買ってもリサイクル料、電化製品を処分してもリサイクル料を徴収される時代です。企業の排出責任は、商品の利用責任として少しずつ支出することで、処分場近くの地域住民の補償費ができます。給付することができれば、それこそ循環型、社会形成の発展にも効果があると思います。美郷町は、子ども未来応援金制度を構築して、ファーストペングンになった実績があります。今度は、産廃の処分場で影響を受ける地域住民の救済制度を制定し、産廃制度の改革のために、新しい考えを押し進めてほしいと思っています。条例制定では多くの利点がありますが、説明は省きます。反対に、産廃の処分場が完成すれば、環境破壊、水の汚染、健康問題、交通問題、農業被害、悪臭、土地評価価格の低下、地域住民の転出懸念、風評によるふるさと納税の忌避、数十年間、産廃の搬入が継続した処分場が満杯になり、事業が完了しても、埋設された廃棄物は、永遠に残る、消えることはありません。美郷町にマイナス面ばかりが残り、良いことは何ひとつありません。産廃問題を解決するために、何か妙案があれば、あわせて、町長の説明を求めます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

法定外目的税につきましては、今、非常に法律的な話ですのでここで、即答はできませんけども、研究をしたいと思います。逆にお伺いしたいんですが、この産廃施設の建設に反対なんですよね。絶対反対なんですよね。できた時の話を今やるべきですか。逆に、今事業者が来て、目的税としてお金を払うからって言ったら賛成するんですか。

●原議長

町長、質問に答えてください。ちょっと話がちょっとずれております。

●嘉戸町長

質問としては、質問に対する答えとしては、今、こういうふうな目的税を研究したらどうか。逆にこれをつくったらどうかというふうに言われている訳です。これは研究もいたします。ただこれを作るということは、建設するということを容認したという前提の話です。そうすると、これを払うと、目的税っていうのをつくってください払います

からって言ったら、藤原みどり議員は賛成するんですか。絶対反対であればまず建設させないっていうことが、1番大事なんじゃないですかと思いますので、今の段階で、目的税でお金を徴収することを考えろというのは、ここは公の場です。議場です。これは消えることないです。議事録から。本当に、今そういうふうなことを言っていいんですか。私はまずは、町民の皆さんに寄り添って、町民の皆さんが絶対反対って言われてるんであれば、まずは作らせないっていうところに、全集中されたほうがいいんじゃないかなと。目的税については、執行部として、研究はいたすようにはいたします。

●原議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

町長よく耳を大きくして聞いていただきたい。私は最初、これを質問するときに、万が一、もし万が一としてと、町長は先ほどから法令に基づいて、じゃあ何も町民がいろいろ言っても、県の許可がおりなければとか、町は何もできない、そういうことを前提におっしゃっている。それに対して私が、万が一、県が許可をした場合というような仮定としてというように前置きをしております。私はその前に、このことに対しては、絶対反対ということを申し上げております。それを町長が、そのような言い方をされることは、私は心外だと思います。

●原議長

藤原議員質問をしてください。

●藤原みどり議員

町長が先ほどおっしゃいましたように、町としては、先ほど考えてみるとおっしゃいましたが、それは、県が許認可を出した場合での話であってですね。そうでないようには、美郷町としても、住民としても、私も請願書の一員となって、大反対をしているんです。最終的には、町民さんと投票、要するに選挙、反対の選挙を進めてみようと、私は提案しようと思っております。会長にも相談してそういうこともやってみようじゃないかという意見を出そうと思っております。そのぐらい私たちは、こうして、産廃の問題が、今、今日、3人の議員が産廃のことに対して質問しております。それを、水を差すようなみどり議員は、それに対して賛成ですかと。冗談じゃありません。反対だということで反対意見を申し上げているんだから、それぐらい理解してもらうような町長でなければいけません。そういうことでありますが、町長として一言お話を聞かしてください。

●原議長

町長の産廃に関する意見が聞きたいんですか。

(そうですとの声)

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今回の産廃の問題に対する町としての考え方というのは、午前中のお2人の議員、そして藤原みどり議員にも、まずはお答えさせていただいております。町としてできる限り

町民に寄り添ってやっていきたいと。繰り返しになりますけど先ほどは、ご質問としてそういうふうな目的税をつくることを考えたらどうかというご質問だったので、今の段階で考えてはいけないと思いますよ。ただし、こういう法定外の目的税の研究はしますというふうにお答えいたしました。逆に言えば、今これをこの公の場で考えますって言ったら、これが産廃の建設が、あたかも既成事実かのような形になってしまふので、研究はするけども、今の段階でそんなことを話すべきじゃないんじゃないかなということで申し上げてるんですよ。藤原みどり議員に対してじゃなくて、逆に、藤原みどり議員の立場をおもんばかりお話をさせていただきました。質問としては、法定外目的税を研究して真っ先につくったらどうかという、そういうご質問だったので、それに対して、今はそういうふうなことを言う考える、公の場で表明するようなタイミングではないということなので、それにプラスして、もしそういうふうなことがこの公の場で考えるとか、あるいは考えてくれっていうふうに言ったときには、じゃできてしまつて、お金を渡すから作らしてくれって言われたら、これどうしようもないですよと。公の場でこんなこと言ってたら。なので、そういうことなんですかということをお聞きしてるので、言い方だと思いますよ。

●原議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

町長はそういうふうに捉えたと思いますが、私はそういうつもりで言っている覚えはありませんが、例えば、これが許認可になった場合ですね、決まってからでは遅いんです。だから、一応こうすることも考えておかねばならないかもわからないといった仮定としての話。だから町長は仮定とした話を嫌いになるけれども、私たちも、7月には選挙がございます。選挙に、私がまた当選するか否かはわかりません。この産廃の問題は、一刻一刻と迫っております。だから、鉄は熱いうちに打てと申しますが、いろいろな考え方を持って対処していかなければならないということを、私は申し上げたかったです。今ここでどうのこうのというようなことを言ってるつもりはありません。

●原議長

ちょっと話がね、ちょっと食い違ってるような気がするんで、みどり議員の質問である目的税、これについては研究されるということなんですが、それでご理解いただけますか。それでは次質問があれば、続けてください。

●藤原みどり議員

時間が大変余りましたけれども、私の質問は、以上でございますが、最後に、ちょっと一言言わしていただきたいと思いますので、ちょっと少しお時間をください。

●原議長

藤原議員関連の質問でしょうか。

●藤原みどり議員

私はこれで一応質問は終わりますけれども、最後に、産廃のことは、大変な問題でありますので、もちろん今日はたくさんの方が傍聴に来ておいででございます。もちろん

私たちの美郷町の問題でもありますので、これをもう町全体としてやっていただきたい。私もそのつもりで頑張るつもりでおりますので、また、執行部の方、いろいろご協力をお願いしたいと思って私の質問を終わりります。ありがとうございました。

●原議長

藤原みどり議員の質問が終わりました。
ここで1時55分まで休憩といたします。

(休憩 午後 1時44分)
(再開 午後 1時58分)

●原議長

会議を再開いたします。

●原議長

通告5、7番・福島議員。

●原議長

福島議員。

●福島議員

7番、福島でございます。私は通告していますように、農業の担い手不足対策はと題して、町長に質問をいたします。まず初めに、この3月の末、みさと館に開催されました集落の後継者づくり研修会に参加し、どんな対策や手法があるのか、学びたかったんですが、公務のため、残念ながら参加することはできませんでした。しかし、出席した方から情報を得ることができ大変喜んでいます。今後もこのような研修会が開催されるならば、ぜひとも参加したいと思っております。また、島根県も、半農半Xや農機具導入などの支援を強化されているようです。それに加えて、本町でも連合自治会会长会議資料を見ますと、この4月から補助事業が拡大されていました。このことは、農業を継続していくものにとって大きな励みとなるものと思っております。さて本題に入らせていただきます。中山間地農業を取り巻く環境は、労力、経済面ともにきついものだと言われ、かつ、大型機械や大規模化が難しく、やむなく離農される方や、後継者がいなくなってきたと理解しております。全国を対象に、地域計画が3月末を期限に策定されました。取りまとめられた結果、10年後の後継者が定まっていない農地が約3割、中四国にあっては、6割にもなるという新聞で知りましたが、典型的な中山間地である本町の場合は、どのような状況にあるのでしょうか。このまま案心してもいいものなのか。緊急に手を打っていかないといけない状況にあるのか、どうなのか、お知らせ願います。6年産米価格が1万円越え、1袋当たりですね、1万円超えへと、30数年ぶりの米価格となったとはいえ、米だけの専業農家として経営していくのはずもなく、儲かる農業を目指すには、やはり水田園芸いわゆる高収益栽培作物を取り入れた複合経営か専業では、水田園芸・畜産・菌床などが考えられますが、どれをとっても後継者や担い手は欠かすことができません。町長の見解を伺います。その上で、棚谷トマト団地の担い手状況と、ミニトマト就農研修制度は、この春から始まったばかりでありますが、美郷の将来を担っていただけるものと大いに期待しているところですが、研修状況はいかがで

しょうか、お伺いいたします。私の住む周りでも農業者が、じわりじわりと減りつつあります。人がこれ以上減ると、農地の管理はもとより、生活道路の草刈りや水路の維持管理も難しくなり、大変な危機感をいただいている。以上述べましたことについて、町長の担い手対策のお考えをお伺いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、福島議員のご質問、農業の担い手不足対策はについてお答えをいたします。初めに、地域計画の状況について、お答えをいたします。美郷町の地域計画は、町内の田畠を含む農地において、連合自治会単位を基本とし策定をしています。今回策定した地域計画の農地面積は639ヘクタールであり、10年後に、担い手農家が決まっていない農地の割合は64.6%となっています。この数字は、議員ご質問の新聞記事にもありました、中四国の平均約6割の状況と近寄った数字となっています。議員お尋ねの美郷町リースハウス枠谷団地の担い手の状況ですが、現在、法人1経営体、個人2経営体が就農中であり、ミニトマトの栽培を行っています。また、今年度から研修生の受け入れを開始したミニトマト就農研修制度では、現時点でカリキュラムどおり、順調に研修を進めています。研修施設内の農業ハウスでは、5月20日に試験栽種の夏秋ミニトマトを定植し、サンチェリーピュアは、6月2日に定植を行っています。担い手対策への考え方ということですが、一口に担い手といっても、地域の農地などの維持管理を行う担い手のことなのか。あるいは、専業農家として農業で生計を立てていく町の産業の担い手なので、対策は大きく異なってまいります。前者であれば、その地域に住んで、普段は違う仕事についている住民の方や、定年退職などを機に帰ってこられるUターン者などが中心になると思います。地域や集落営農法人で声掛けや勧誘を行って人材を確保いただき、国・県・町の事業を積極的に活用していただきたいと思います。一方、後者は、就農・自立をするために、専門的な知識やノウハウを習得したり、農業用ハウスや選果場などの設備・農機具などの機械を用意したりする必要があります。今年度からスタートしました、「ミニトマト就農研修制度」では、全国から研修生を募り、2年間をかけて、先進的な農業技術の獲得や経営ノウハウの習得など自立した専業農家になるための農業研修を行います。研修修了後の就農にあたっては、リースハウスの貸与や専門指導員による栽培指導、国県の支援制度を活用した資金援助などの支援を行い、基幹的農業従事者として、美郷町の農業の担い手となっていただけるよう、町としても全面的に支援を行っています。なお、今後は農業の担い手支援として、専業・兼業を問わず、ファームサポート美郷で農業生産に係る作業の部分受託など、農業支援サービスを検討していくと考えています。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

先ほど、地域計画の面積に639ヘクタールとご説明をいただきました。令和5年の7月17日、第2回臨時会の時の全員協議会の資料では、484ヘクタールになっておりまして、差が100ちょっとあるんですが、これは畠の面積か何かが入ってこの差が出てる

んでしょうか。どうでしょうか。お伺いいたします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、福島議員のご質問でございますが、ここに資料があるんですけども、この地域計画を策定しました面積のちょっと詳細をお話しいたしますと、美郷町の全農地としての底辺ですね、底辺としての農地は約町全体で759ヘクタールになります。そのうち、今後、この地域計画を策定するにあたりまして、地域のほうでお話をされた結果だと思うんですけども、そのうち、今後利用が困難な農地面積というのが、全体を合わせますと約120ヘクタールあります。ここで、ここの差引きが、今回、地域計画で策定された639ヘクタールになりますが、の中にはですね、やはり、今議員ご指摘のあったとおり、畠の面積も入っておりますので、一概に田んぼだけではないということを申し添えておきます。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

今、ご回答いただきました美郷町リースハウスの桙谷団地、1経営体と個人2経営体でいらっしゃるということで、うまくどうも順調でいってるというお話のようでしたけども、やはり後継者というか担い手というんか、そういう後継者の方はいらっしゃる。十分に安定した農業が営んでおられるかちょっとお聞きしたいなと思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

この1企業と2経営体のことだと思うんですけども、年齢的に言いますと、まだ若い方が就農しておられるというふうな状況だと思います。まだその今後の担い手というふうなところでのちょっと考えるとまだ年齢はないのかなと個人的には思いますけども、今現在順調に就農して続けておられますので、今後も頑張っていただきたいというふうに思っております。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

非常に安心いたしました。それで、先ほど、私が緊急に手を打たないといけない状況にあるかどうかということをお伺いしましたが、明確な答えはなかったんですが、このことは、自分としては非常に危険だなと感じておって、その時から既に、先ほど言いました全員協議会の資料、美郷町の農業の現況、これが本当厳しい状態にあると。美郷町ではやらなきやいけないという緊急事態になるから、何かやらないけないということが、ミニトマトの研修施設につながっているのか、後継者をつくっていくんだよということ、担い手をつくっていくんだよという現れのものだと思っていますがいかがでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

議員おっしゃられるとおりだと思います。やはり基幹的農業従事者というのが、その資料にございますけども、減っている状況の中で、やはり今の町内的人口が減る中でやはり、外からのやはり人を呼び寄せていかなければならない。それと、やはり、やはり、農業を専業でやっていくためには儲からなければいけないというふうなところのモデルが、今のゼロカーボン農業モデルだったり、美郷農業モデルだというふうに思っております。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

私はこの地域計画策定にあたりまして大きな勘違いをしていたようで、10年先のことを考えればいいんだろうと思って1回だけ出せばいいのかなと思っておりましたが、どうも毎年策定をしていかなければならないようですが、本当でしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

これ昨年度、今年度、昨年度末ですね、策定された計画ですけども、これ、毎年策定をするというわけではございません。毎年、その、やはり見直しをかけていくというところが一つポイントとして、その都度、その都度、状況に応じて、今、連合自治会の単位で策定をされておられますけども、その都度その都度で、毎年毎年更新をかけていくことが可能でございます。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

この見直しをかける、地域を守っていく、集落戦略といいますか、そういうものがある程度考えていいかないと、本当生活道の道路の草も刈れない。募集もできないという状況につながっていくと思うんです。やはり、みんなで話し合って、この将来、この地域を自らの集落をどうしていくかという話が、非常に大事だなあと思います。そういうのもやるということが、自分たちの生活を守るということにつながるわけですが、この農業を続けていくには目標が必要であります。この地域計画立てるのも大きな目標であり、根本であると自分は思いました。これの13連合自治会それぞれの地域計画ができる取ってそれを私たちが、モデルとしてちゅうか、目標にしてやっていきたいと、私は単純に思うんですが、そういうそのモデル的な地域計画書ちゅうのは、できないでしょうか。見本としてつくっていけないのか、どうなのか。ただ、それを写して終わりということではいけない内容ではあるんですけども、そういう助けになるような見本というものはできないんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

13連合自治会で今作られたこの計画の中でですね、これモデルかどうかっていうふうなところは、ちょっと言えませんけども、現在ですね、県の島根県の西部農林振興センターのほうが、この地域農業の維持発展の取組みとしてですね、県内でもそのモデル地区というのを、実は設定をしております。モデル地区ですね。このモデル地区というのがですね、美郷町は、沢谷地区と、議員のお住まいの比之宮地区でございます。例えば今その部分で、集落営農の方々とも寄ってですね、いろんな話をされて、県の担当者、町の担当者も入って、地域計画のブラッシュアップっていうのを、今後モデル的にやっていきましょうというふうな取組みをしておられます。その一つの例なんんですけども、例えばですね、沢谷地区におきましては、やはり地域で担い手が不足しているというふうなところの状況の中で、集落営農組織の維持、それと、地域内の若い世代の声を聞く場をつくるとかですね。それとか、ドローンや、草刈りです。要は、手押しのいわゆるハンマーハイフモアナみたいなものですけども、そういったところを駆使してですね、若手が、例えばその農業に興味を持つような仕組みであるとか、それから、あとその地区内ですね、やはり皆さんのが1番困ってる草刈りですね。その草刈りの圃場のとこの剪定だったり、防除散布ですね。そういった作業をできれば若い人が雇用できるようなそんな状況の仕組みを作るとかいうようなところがあげられております。あと沢谷地区におきましては、地域間ですね、今の広島の己斐の交流があると思うんですけども、そこで、広島在住の方で構成されている沢谷ファンクラブというようなところがありますけども、そういった方にですね、地元野菜を送ったりとかそういうところで交流を深めることで、都会の人を地域に要は興味を持ってもらうというふうな取組みをされておられるというふうなことを聞いております。いずれにしましても、そういったところの地域でも独自の取組みをされてるっていうなところもございますので、町といたしましては、県と一緒にになってそこでのフォローアップというようなところで関わってまいりたいというふうに思います。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

実は、比之宮連合自治会で、この地域計画を進めなさいって命令を受けておりまして、困ったなと思って、お助けを願いたいと思って、今日一般質問をさせてもらつたんですが、そんな大層な役が回ってくると思いもしなかったんで、ぜひともですね、この際、ご協力を願って、一緒にやっていければと思うんですが、協力していただけますかどうかお伺いします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ちょっと地元議員さんですので、比之宮のところをちょっとお話をいたしますと、現在、やはり、担い手確保というようなところを苦慮されてるっていうふうなところを話を聞いております。地域の方もですね、今、比之宮の方もその県の研修会等々に出られておられる状況の中で、いろんなところで情報交換というのはどうもされておられるようでございます。やはり、外からの情報をやはり得るっていうのはすごく大事なことだと思いますので、その辺の情報共有云々のところは、やはり県と一緒にになって町のほうもしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、一緒に伴走支援の方をさせていただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

心強いご支援もよろしくお願ひいたします。で、儲かる農業ちゅうのは、個人もですし、法人もそうだと思うんですけども、そういう方々を増やすということになってくると思いますし、兼業の方は農地を守る、地域を守るっちゅうことですけども、専業で儲かる農業を目指していかないかんとは思うところなんですが、ミニトマト就農研修制度の卒業生の方への支援を、先ほどから聞いとると、非常にいろんな支援をされるちゅう、機械等々もあるうと思いますが、そういう支援をやられるということを聞いたんですけども、もう一度詳しく、もしあれば、具体的なことが考えておられれば、お聞きしたいと思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

これ就農研修生の、要は卒業先の支援ということでよろしいでしょうか。そうしますと、ちょっと具体的にお話をさせていただきますが、まずこの卒業、要は2年間の研修後なんですけども、いわゆるその、要は、本人たちが自営就農するのか、例えばそのどこの会社で雇用就農するのかっていうなところは、まだわかりません。正直なところ。ですが、できればやはり町内での就農をやはりうちとしてはしていただきたいというふうに思っておりますので、そこを前提で今、考えております。例えばですね、その、いわゆる希望者の支援の内容というふうなところなんですけども、まだここはまだその過程の段階ではございますが、やはりその就農先の支援というふうなところになりますと、やはり、午前中の牛尾議員の話にもありましたけども、村之郷にちょっと空いているリースハウスがございます。やはり、そこを、やはりちょっとその改修云々というのが1番先かなというふうに思っております。そこをやはり改修することでイニシャルコストことも抑えられますし、要は、実際あるまだハウスでございますので有効活用をまず図っていきたいなというところでございます。あと、資金面に関しては、国か県とかですね、いろんな就農支援制度があります。新規就農のですね。そのところは従来どおりの施策として、また支援、バックアップができればなというふうに思っております。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

村之郷の、今、遊休のリースハウスを有効に使おうというお話を聞きましたが、今実際研修生が5人いらっしゃいますよね。3人か。4人ですか。3人。また、そうすると、村之郷だけじゃ当然足らなくなってしまいます。そうすると、次から次からつくっていかなきやならんということなんですが、環境的にもそういう農地がいるでしょうし、資金面もいると思いますが、本人負担とかいうものも当然求めなければならないと思うんですが、やっぱりリースハウスなので、そこら辺は価格は1割程度か12%かよくわかんないんですけども、そういうような定額でリースされる予定でしょうか、お考えでしょうか。お伺いします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

やはり、自営就農後の要は施設整備というふうなところになろうかと思います。そのところはやはり今現在のリースハウス事業というのがございまして、国のこれ補助事業を使うそういうのでございますけども、やはり、そこをやはり1番先に考えていかなければならないかなというふうに私は思っております。ですので、今後研修生が出ていく先が、要はそのいろんなところで、あちこちっていうふうなところではなくてですね、できれば、団地化をして、要は、コンパクトに、やはりそういったところに土地があればですね、そういういたところに施設を建設するっていうのがやはりコスト面で考えた時には、有利的な考え方ではないかなというふうに思っております。ですので、まだどこかっていうふうなところは、まだ全然未定ではございますが、ただ2年後には、やはりその研修生が出て行くというふうなところ、それから村之郷のところのリースハウスが埋まってくれば、行く行くはそこを考えていかなければならない状況に変わりないことは、申し添えておきます。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

支援の内容も大分強いということがわかりました。それで、就農資金普通の就農資金という今ご説明がございましたが、私、就農資金のちょっと具体的にわからないんですが、例えば、幾らまでなのか、補償金をいるのか、他所からお見えになった方が、この美郷町に来て、保証人がいるんだろうかとか、色んな事を思うんですが、就農資金がなければ、午前中の話の中で、農業を始めるには大変な生活費は後から要りますが、売上げは後からついてくるし、支払っていくもの払っていかなきやならないということで、膨大な資金がいるわけですが、そういうための就農資金だろうとは思うんですけども、就農資金の仕組みをちょっと教えてください。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

就農資金の仕組みということなんんですけど、この資金にもちょっといろいろあります

て、一つのちょっと例をご説明しますと、要は新規就農者がですね、就農準備資金っていうふうなところが、1つ制度がありますが、これ月額12万5000円の支給がございまして、年150万円最大出る資金の制度があります。これが要は最長2年間出ますので、これを利用するというのが一つの手かなというふうに思っております。ただこれは、就農すれば、要は、返還不能というふうなところの部分ですので、資金としては、有効活用できるのかなというところが1つあります。後、経営開始資金というふうなことございますけど、これもやはり同じで、12万5000円月額出るもので最長3年の資金制度があります。ここの辺ところは、その就農される方の、その用途云々のところがありますので、ここはまた個別な相談がいるところではないかなというふうに思っております。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

それで今の保証人なんかはいるんですか、どうなんですか。伺います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

すいません。ちょっと今手持ちに資料がございませんで、ちょっとありません。また後日ご回答させていただきます。以上です。

●原議長

よろしいですか。

(はいとの声)

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

地域計画書を見ますと、担い手が希望すれば、圃場整備あるいは水路などもやりしようと、やっていきましょうというような表現がございます。これは、集落というか地域の総意があれば、取り組んでいただけるということと解釈してよろしいでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ご質問だと、地域計画に沿ったっていうふうな基盤整備っていうお話ではないかなと思うんですが、やはり、この地域計画におきましては、国が県の補助事業ですね、今後そういう交付金事業に、仮にそういうふうなエントリーをするのであれば、必ずその地域計画に定まった農地でないと駄目だよというふうなところの謳い文句は必ずあります。これは、いろんなその圃場整備であるとかというふうなところもそうですが、今年度始まります第6期の中山間地の直払いであったりとか、多面的機能支払交付金であったりとか、というのも同様でございまして、その要は地域計画に基づいた農地でやらな

いと駄目だというようなところは言われおります。ですので、やはり、ここで考えていかなければいけないのは、やはり地域の合意性が一番の重要なと思っております。やはりその地域でほんじやどうしていこうかというふうなところで地域計画ができ上がっているわけなんですが、1人でも例えば反対されるような方、そういうようなことは、圃場整備はいいわというふうなところの、やはりお考えがやっぱりあるようだと、今後の事業の進捗だったりといふうなところに、やはり懸念が出るところでございますので、地域計画を、やはり地域の総意としてやはり考えていただきて、それに基づいたそのハード整備、基盤整備っていうのは考えていかなければならないというふうに思っております。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

総意、基盤整備すれば、圃場整備するならば総意は当然そうだと思しますし、虫食いだらけの基盤整備というのもありえないと思うんで、総意は必要だと思います。ただ、水路にしましても、何にしましてもですが、いわゆる私の立場から言えば、何らかの形で離農されておるわけですが、離農されてる方からの土地を中間管理機構から借りてるという形に、私どもになっておるわけですけども、水路も相当傷んでおって、ちょっと修復可能だなちゅうとこが、随分ございます。そうした場合に、当然、負担金が要るわけですから、これは、団体でやられるのか。それとも中間機構でやられるのか。どういう大体、まあ大きさ規模によっても工事の種類とかで事業名も変わってくるだろうなあとは思います。思いますが、今、利用している田んぼが中間管理機構さんから私どもが借りております。そうすると負担金は、いや、借りてる私たちが、出すものなのか。貸手である中間管理機構さんが出してくれるものなのか。はたまた、どうなんだろうかと思ってみたりもするんですが、事業によって補助率が変わっていきましょうから、一概にどうのこうの言えないかもわかりませんが、そこら辺のことをちょっと、お知らせ願いたいと思います。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

ただいまの議員のご質問に関しましては、ハード部門になりますので、建設課の方がお答えさせていただきたいと思います。議員おっしゃられたとおり、いろいろなメニューがございまして、いろいろな条件等もございますので、まずは建設課のほうに、そういうご相談していただければ、こちらのほうから、また県のほうにも相談いたしまして、どういった事業が、1番条件が良くてメリットがあるかいう事業がありましたら、そちらのほうお示しできればと思います。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

昔は土地改良法第何条とかいうのがあって、土地改良法に載ってやらなきやいけないということがあつたり、土地改良区があつたり、昔はしょったんですが、今の土地改良区というのはあんまり美郷町では聞きませんが、こういう大きな事業をする場合には、やっぱり土地改良区なんていうのは必要なんでしょうか、お伺いします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

土地改良区が必要かというふうなお尋ねでございますが、やはり建設課長も申しましたように、やはり、この事業主体が誰になるかっていうなところで、その事業メニューのところにやはりよると思いますので、必ずしも、その土地改良区が1つ必要というふうなところではないというふうに思います。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

何にしても、これから時代は、やっぱり土地の集約が必要だと思います。そのためには私たちも頑張っておるところではございますが、どう言いますか。農業を知つてもらうために、役場におかれましても、大人の山体験事業とかいうのを導入されて、私たちの集落にも、紹介がございましたし、それから県の公社のほうからも、そういう方も研修にこられて1週間ぐらいおられたんですが、やはり今後もともそういう事業を続けていかれるのか、これらの将来設計というんか、明確なものがあれば規模とかいうのがあれば教えてください。

●原議長

活気あふれる町づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

福島議員のご質問にお答えをいたします。まず、大人の山体験でございますけども、これ昨年度から始めた事業になりますが、今年度のほうも実施をさせていただこうと、今準備のほう進めさせていただいております。規模的なところでございますが、昨年度12か13ぐらいの方を受入れたというふうに記憶をしておりますけども、今年度につきましては、その倍程度は何とか募集をかけていきたいなというふうに思っております。今年の状況をまた見させていただきながら、来年度も継続していくかっていうところは、判断をしていきたいというふうに思っております。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

去年のどう言いますか、実績をちょっと聞いたんですが、効果というものはどんな効果があったか、お知らせ願いたいと思います。

●原議長

番外、活気づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

はい、ありがとうございます。この事業をやりました効果についてでございますが、美郷町のほうをですね、来て実際来ていただいて、2週間程度農業体験の方していただというふうに思っております。美郷町の農業にもちろんやっていたいただくことも重要なポイントであったとは思いますが、美郷町について、知っていただいたっていうところは、まず一つ効果があったのではないかというふうに思っております。これを機会にですね、そういう方々が、やはり美郷町のほうで、農業のほうを実際にしていただく。そういうところに結びつけば、なおいい事業になるのかなと思っておりますので、そういうことも考えながら、今後事業展開のほうを図っていきたいというふうに思います。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

農業を知ってもらって良かったということは、もう当然だと思うんですが、終わった後、アンケート取られたのか、聞き取り調査されたのか、よくその辺はわからんのですが、やっぱり農業を体験して良かったなということなのか。それともう、やっぱり農業ってきついから、遠慮するわと言うたのか。どうだったのか。もうちょっと取り組んでみたかったのかとか、そういうような具体的な意見とか効果とかいうのをちょっと伺いたいと思うんですが。

●原議長

番外、企画推進課長。

●永妻企画推進課長

昨年度、山体験のほう私が担当課長でございましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。山体験、先ほど、石田課長申しましたとおり、非常に、美郷町も、知つてもらうというところでは、非常にいい機会になったというふうに思っております。多くは学生さんが、6割、7割程度が学生さん、あと一般の方というような方が山体験に臨まれたわけですけども、やはり農業をしてみたかったという方が多くて、非常に参考になったというようなご意見があつたと思っております。また、引き続き同じ、学生さんが多かったです、友達とかそういった方にご紹介していきたいというようなご意見もあったというふうに思っております。また、その方々が、駕籠かき大会のチームとして参加していただいたらといったような実績もございますので、といった関係人口、活動人口を深くつなげていけるような取組みになっていければというふうには考えております。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

そういう効果を聞きたかったんです。でなかつたら、今の体験留学しても、余り意味がないなと思ってたんですが、具体的な効果をお聞きして良かった。聞けて良かったと思います。またあれに戻るんですが、地域計画に戻るんですが、多様な経営体の確保と

いうことなんですけども、近隣市町村の体型とか、いろんな他所ではどんなことをしているのか。新規就農者の確保をどのようにしてやるかとかいうのをいろいろお調べになつたりされてると思います。先般の3月の先ほど1番最初に冒頭に申し上げました3月の研修会においては、お隣の邑南町の取組みやいろいろ資料をいただいて、非常に感心しながら読ませていただきましたし、またあそこの組合長さんから直にお話も伺つたりして、非常に良い取組みだったと関心しております。なかなか簡単にそういう取組みが、できないのも、もちろんですけども、やはりそういう取組みをして、この間の2地域居住じゃないんですけども、そういうような形も含めた活動がしていければいいと思うのですが、そのような、何か私たちに、取り組める何か方策というのは、ないものでしょうか、お伺いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

色々なご意見ありがとうございます。福島議員におかれましては、都会から来た若者とかの受入れを積極的にやっていただいているということで十分理解しておりますし、感謝申し上げます。やはり、トマトの研修っていうのは、これは、農業をやると農業で食っていくっていう専業農家を目指す人が志を持ってここに来るので、そういう本格的なものもあれば、今申し上げたような山体験というのは1週間、2週間、2週間から1カ月程度で、ちょっと試してみようかっていうようなライトなものなんだと思うんですね。少し話は飛びますけども、戦後、高度成長期には、田舎からたくさん的人が都会に集団就職とかで出てきました。そういう方は当然、田舎を持たれています。今度はその方たちの子どもさん、って言うのも、おじいちゃんおばあちゃんの田舎に、お父さんお母さんに、くっついて帰るという意味では、まだ田舎があったんですけども、今その次の世代になって、都会で生まれて、もう田舎にはおじいちゃんおばあちゃんもいないっていうような方は、もう都会生まれの都会育ちの若者がたくさん増えてきております。ただ、その中にあっても、やはり田舎というのに愛称がよくて、田舎に暮らしてみたいっていうふうな考え方の若者もいますので、そうなると、昔は普通にしておけばおじいちゃんおばあちゃんの田舎に自然と行って、そこに親しんで、好きになって居つくっていうようなこともありましたけども、やはり人工的にそういうふうな機会をたくさんつくっていくべきだと思いますので、本格的な、そういう研修制度もそうですし、今のようなライトなやり方もそうですし、もっと美郷町で言えば、例えば麻布大学のフィールドワークセンターここにあります。年間で数百単位の若者が来て、実際に、美郷町に来て授業を受けた中から、美郷町内の企業に就職した例もございます。あるいはカヌーが好きで、外から、カヌーでやってきて、ちょこちょこを美郷町に足を運んだりっていうふうな若者もたくさんいらっしゃいます。やはり、美郷町の強みを活かして、都会の若者をいろんな形で、受け入れていく。いろんなコミュニケーション取っていくと。そういう中から、美郷町に定着したり、住み込んだりというのも出てくるんだろうなというふうに思っておりますので、決めつけで、これの効果がいきなり1年後に出てくるというものではなくて、幅広く、いろんな形を推進していくみたいなというふうに思っております。答えになりましたでしょうか。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

先ほど来、全部差し合わせると、いろんな形で若者を呼んだり、あるいは農業を目指す人を呼んだり、私たちの中からでも、枝をつくっていくというような話になってくるわけですけども、一番最初にご回答いただきました時の中で、専業、兼業を問わず農業で人が足らんかった時には、ファームサポート美郷さんが手伝ってくれるよっちゅうような感じで受け取ったんですが、どこまで手伝っていただけるのかなと思ってみたり、例えば、1から10まででもなかろうし、草刈りだけだよとか、その時期時期によつて、サポートさんの人員のこともありましょうし、全部が全部、すぐすぐ、はいわかりましたというわけにもいかないだろうと思うんですけども、サポートさんにしわ寄せがきて、本来の仕事ができんようになつてもいけないのかなと思って見たりして、非常に期待するような、心配するような両面のほうからお伺いしたいと思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

町長の答弁でもありましたけども、ファームサポートの今後の関わり方っていうふうなところの話ではないかなと思っております。確かにファームサポートはして議会のほうでもご説明をしておりますけども、要は、集落営農のない地域の要は、土地を借りてそこで営農してっていうようなやり方を、今でやり方をやってきましたが、やはり、広くなる農地面積、やはりリカバーしきれずに、やはりなかなかその草刈もままならなかつたりとか、それから作付け、つくる者がなかなかうまくいかなかつたとかというふうなふうな、そういうふうな状況もありますし、人的な不足っていうふうなところがあります。ただそれを、ただ、じゃあ人を増やせばいいのかというふうなところではないというふうに思っております。ですので、今後そのサポートする内容のところの話にはなりますが、今、基本的に考えておりますのは、いわゆる農作業受託だと思っております。そのところの部分が、やはり草刈りというだけではやはりちょっとそれはちょっと、これはやはり地域の方でやるものかなというふうに思っております。例えば、お米でいえば、例えば刈り取り作業であるとか、例えば、考えておりますのは、例えばお米でいうもみのですね、いわゆる処理作業であるとか、そういうことがちょっとできないかなというふうなところで、思っております。要は兼業農家さんの、要は負担軽減を図れるような作業ができるかなというふうなところで、今試案をしている最中でござります。それは以前にも確かアンケートを取らせていただいたと思うんですけども、そういう回答の中でも、今後考えていきたいなというふうに思いますが、やはり、議員おっしゃられるように、その人員のところ、それが全て全て回せるっていうふうなところではないし、ファームサポートでもやはり借りている農地で営農してる部分もあります。そこのとこのバランスを見ながらですね、今後考えいかなければならぬという事で、考えている最中です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

最初の質問のところで、ちょこっとだけ触れたんですけども、6年産米新米価格が1万円超えたと見させていただいたんですけど、今、ご存じのように、毎日のように、テレビではお米の値段について、上がった下がった輸入米だというようなことが報道されてるわけですが、やはり、安定供給するためにも、また私たちの生活を安定させるためにも、適正な価格が必要だと思います。適正な価格っていっさい幾らちゅうことになるわけですが、こういう考え方があるよというような例えれば適正な価格、また私は生活していく、機械を買うていく、更新していく、肥料代も十分に払えるよというふうなお金にしていかないかなやならないと思うんですけども、輸入米とかいう事やら、備蓄米を全部出してしまってというような考え方いろいろあるようなんんですけども、私はやっぱり備蓄米は備蓄米として使うべきであるような気もするんですが、最後にそのような今の米の動向について、何かお考え、個人的な考えでも結構ですので、何かお考えがありやあお聞かせ願いたいと思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

米の価格の適正価格がいくらかというふうな大変答えにくいような答えになるかもしれません、やはり、今のああして新聞テレビ等でやはり、毎日のようにお米のニュースがやっているかと思い、私もやはり、見もしております。やはりお米のやはり、要はこれは市場原理に基づいておりますので、そのお米の流通であるとか、そういったところの部分もやはり左右される部分はあるんだとは思うんですけども、ちょっとこの場で、適正価格は幾らかというふうな発言はちょっと差し控えたいなというふうに思います。ただ、やはり一般論で言うのであればやはり、福島議員の言われる農家からみれば、やはりその肥料代農薬とか経費が、要は、貰えるだけのやはりここ米の価格は欲しいであろうし、やはり消費者から見れば、やはり、できるだけお米は安く買いたいというようなところは、やはりそこがその、やはり小泉農林水産大臣も申しておられますが、そのとこのバランスが一体幾らなのかというふうなところは、私もその実際やってみなければわからない話ではあると思いますので、やはりそのところは、お互いがやはりいけるところっていうふうなところが、やはり適正価格なのではないかなというふうに思います。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

輸入米とか備蓄米につきまして、これは国策レベルで考えていらっしゃいますので、とやかく申し上げるわけにはいきませんけども、町としてできることとしては、やはり、生産元にできるだけお金が残るようにということで、やはりやるべきだと思っております。今年度からは、ふるさと納税につきまして、町内の農家、あるいは農業経営体に対しまして、積極的にふるさと納税を活用しませんかと。それをしてことによって、中間で取られるような手数料っていうところが、削減できますし、あと一般的に集荷するときには自分でお米を持っていかないといけない農家がほとんどだと思います。それ

を、できればふるさと納税の場合は、逆に取りにいってあげて、その辺の負荷も軽減してあげようということで、今、積極的に農家には声掛けをさせていただいているので、米の値段が今後どういうふうになるのかっていうことは、ちょっと何とも申し上げ上げようがないんですけども、できる限り、生産元にお金が残るように、直接、自主的な販売ができるようにと、負荷なくですね、というようなことでできることとしてふるさと納税の活用ということは、今年度の一つの方針として行っております。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

ありがとうございました。以上で私の質問は終わります。

●原議長

福島議員の質問は終わりました。

ここで、3時5分まで休憩といたします。

(休 憩 午 後 2時53分)

(再 開 午 後 3時05分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告6、5番・中原議員。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

5番、共産党の中原でございます。6番目の登壇になりますが、先ほど私の予定しましたテーマ等につきまして、福島議員、相当詳細な討論されましたので、私ちゃんと質問ができるかどうか心配ですけど、頑張ってやってみますんで、よろしくお願ひします。質問のテーマは、農業後継者を計画的に迎え入れることで、美郷農業の活性化をというテーマにしました。私は、60年前に、23歳の時神奈川に就職して、定年・非常勤雇用期間などを経て、15年前に、67歳でUターンしてきました。母がご近所の助けをかりながら、細々とつないできてくれた僅かばかりの田畠、山、これを引き継ぐために、慣れない農作業をすることになりました。これが稻の苗で、こっちが雑草の稗だよなどと教わりながら、水田の除草作業や草刈り機の扱いにも、徐々に慣れました。営農組合の方にも、大変ご迷惑もかけ、お世話になりました。3、4年後に中古のトラクター、耕運機を買ったんですが、これは大変うれしかったです。多少、農業者になったと、こういう気でおりました。私がご近所の水田を預かり、草ぼうぼうにはしませんからという条件で、水稻や小麦、そば、シャクヤクなどを栽培し、管理してまいりました。観光協会のみちくさ日和企画に参画し、小麦の種蒔きや麦踏みの体験ツアーなどを実施し、町外の方々や、子どもさんにも、農業の魅力を実感していただきました。2年前までは、こうした農作業、草刈りなども、何とかこなせてきたんですけども、次第に困難に

なってまいりまして、特に、急傾斜地の草刈りなど、足が震えるようで、なかなか困難でですね。やっと友人の助けを借りてですね、草を刈ることができます。今までは、私自らが、ご近所からお預かりした高畠を耕作放棄地にしてしまうんではないかと、こういう心配です。こうした事態は、私ごとだけではないんではないかというふうに感じています。こういう声も聞きます。集落営農に頼ってきたが、お願いしてきた草刈り場がもうできないからといって返されてきたとかですね、集落営農での高齢化が進み役割が果たしづらくなってきたなどの声が、議会報告会などの場でも聞かれるようになります。私が今大切だと思いますのは、これまで、農家の皆さんのが懸命に守ってこられた農地、これを耕作放棄地にしないで、後世に引き継いでいくことだと思っています。そのために私は、3つのことが必要と考えています。1つは、仕事のためなどで美郷町を離れ、都市部で暮らし、現在は規制し農地を引き継げる条件のある方に、できるだけUターンをして農業を継いでもらうと。2つ目には、この町の出身者ではないけれども、美郷で農業をやりたい。こういうふうに希望する方に、美郷への移住を呼びかける。3つに、ファームサポートの体制を評価して、耕作が困難になった土地を預かり耕作を継続する。この3つが大切だと思いますが、そこで、次の4点について、町長のご意見を伺いたいと思います。1つ、農家へのUターン者の増加を促進するためには、高齢農家の皆さんのが、美郷町に住み続けたいと思ってもらえるような施策、高齢者福祉の充実、強化・拡充が大事だと思っていることです。2つ目には、高齢者が所有している農地を耕作放棄地としないために、ファームサポート美郷の体制を、予算措置を含めて抜本的に強化する。3つ目に、町外の非農家の方が、美郷で農業をやりたいと思える支援先策ですよね。住居ですか、農機具バンクなどを拡充し、宣伝することあります。最後の4つ目ですが、子どもたちに美郷の魅力、農業体験を伝えるふるさと教育の一層の拡充を図ることだというふうに思っておりますので、この点につきまして、町長のご意見を伺いたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、中原議員のご質問、農業後継者を計画的に迎え入れることで、美郷の農業の活性化についてお答えをいたします。1点目の農家へのUターン者増加を促進するための、高齢者福祉の充実・強化についてお答えをいたします。現在、美郷町の高齢者福祉施策は、高齢者福祉計画が基盤となっており、この計画に基づいて、計画的に推進をされています。この計画は、高齢者の皆さんのが住みなれた地域で安心して生活できるよう、美郷町の現状と将来の高齢化の推移を見据え、医療、介護、予防、生活支援といった様々な側面から、多岐にわたる施策を展開しています。この施策は、町全体の高齢者を対象としたもので、特定の職業に特化しているわけではありませんが、これらの既存の施策を講じることが、間接的にUターン促進にもつながるものと考えておりますので、現在のところ高齢農家へのUターン者に特化した新たな福祉施策を特別に検討するつもりはございません。今後も、既存の高齢者福祉施策の効果的な運用に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。2点目のファームサポート美郷の体制を、予算措置も含めて抜本的に強化するようにということについてお答えをいたします。ファームサポート美郷は、平成30年1月4日の設立以降、中山

間地域の耕作放棄地対策の解消を目的として、集落営農組織のない条件不利地を受入れ、利用権設定などをしてまいりました。場所によっては十分な水田機能を有していない農地も多く、ほとんどは農地維持を目的とした草刈り程度で、残りの一部地域で生産活動を行ってきましたが、効率的な経営ができず、赤字が続き、当初、拠出した資金がほぼ底をつく状態となりました。そのため、昨年度ファームサポート美郷に対して3000万円の追加出資を行っています。なお、その3000万円の追加出資を盛り込んだ予算案に、残念ながら、中原議員は反対をされています。予算案は賛成多数で承認をされました。予算措置を含めたファームサポート美郷の抜本的な強化を主張されるのであれば、関連議案には賛成をいただきますようお願いをいたします。個人所有の農地については、基本的には個人や地域の問題であると考えています。今後は、将来的に作物の生産が期待できない農地は、利用権設定更新時に返還を行い、生産活動ができる農地と、管理費用を徴求したうえで、草刈りのみを行う農地を対象に活動を行っていきたいと考えています。3点目の、町外の非農家が美郷で農業をやりたいと思われる支援策についてお答えをします。まず、非農家として農業をやりたいと思われる方の中には、大きく分けて専業で就農したいと思われる方と、Uターン者を始めとする地域の縁者関係の方が始める兼業としての農業という2つのパターンに大きく分かれ、それぞれ農業に関する目的や考え方も違っています。町として、町外の非農家が農業をやりたいと思える支援策としましては、主に専業農家として新規就農を行う新規就農者の確保・育成を目指したミニトマト就農研修制度に注力をしていきたいと考えています。4点目の子どもたちに、美郷町の魅力、農業体験を伝えるふるさと教育の一層の充実を図ることについて、お答えをいたします。ふるさと教育についてご提案をいただきましたが、令和6年第1回定例会において答弁を申し上げましたとおり、美郷町においては既に農業体験を取り入れ、充実したふるさと教育を実施しています。現在、町内の小学校2校では、白ネギ栽培やサツマイモ掘りなどや中学校での職場体験、実習活動での農業体験を実施をしており、これらの活動は、子どもたちが農業の大切さや楽しさを学ぶ機会となっています。具体的には、地元の農家や老人クラブの方々と連携をし、実際の農作業を体験するプログラムを設けています。白ネギ栽培では苗植えから収穫までの一連の流れを体験することで、作物が育つ過程や栽培方法、農業の大変さを理解することができます。また、サツマイモ掘りでは、収穫の喜びを味わうとともに、食べ物がどのように生産されるかを学ぶことができ食育にもつながっているものと考えています。さらに、単なる農業体験にとどまらず、山くじら学習として、美郷町の獣害対策の取組みを題材にしたふるさと教育も実施をしています。生き物の生態や正しい作物の管理、山くじらの加工などを実際に体験してもらっています。生き物の生態や人間との関わりなど、命をテーマとした学は、理科や道徳にもつながり、加工品の流通を学ぶことは、経済を知る機会となっています。子どもたちがより広い視野で物事を考える力を育むことができるのではないかと考えています。このような取組みを通じて、子どもたちが自らのふるさとに誇りを持ち、将来的には、地域社会のために行動実践できる人材へと成長していくことを期待しています。美郷町のふるさと教育はどこにも負けない充実した内容となっています。引き続き、子どもたちの成長を支援し、地域全体でふるさと教育の充実に努めてまいります。

●原議長

5 番、中原議員。

●中原議員

どうもありがとうございました。それでは、質問に入らせていただきたいと思います。これは、平成5年の第1回の定例議会ですから、2年前になると思いますが、ここで、町長はですね、こういうふうに私の質問に対して答えていただきました。農業は瀬戸際まで来ている。美郷の農業をどうするかについては、議員の皆さんのお知恵もいただいて、考えていきたい。こういうふうに呼びかけられました。今もう、この点は、そのとおりと受け止めてよろしいでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

農業につきましては、特に基幹的農業従事者の推移ですとか、耕作放棄地、裏返せば、耕作をしている田んぼ、畠がどんどん減少しているという意味では、農業については、非常に瀬戸際にあるんじゃないかなという認識は変わりません。

●原議長

5 番、中原議員。

●中原議員

近年ですね。農家だけではなくて、高齢世帯が増えておりまして、高齢世帯に対する国の施策は、後退気味、こういうふうに指摘せざるを得ないところだと思います。そして、後退、更新部分をですね、これをカバーするのが、自治体の役割というふうに考えております。特に訪問介護、居宅介護、これが落ち込んできている、こういう点でですね、私はこここの部分を強化することが、今農家の高齢者の皆さんのが、引き続きこの美郷町に残って、農業を継続していきたい。またそれを見て、その子どもたちが、都市部に出ていった子どもたちが、親たちがそういうふうに感じているんなら、自分も帰って、親たちの面倒見ながら、美郷で暮らしたい。こういうふうに思ってもらえる。これがいい展開だというふうに思ってるんですけども、こういうふうに行くためには、今も言いましたように、美郷町で、高齢者が大事にされると。高齢者が暮らしやすい町なんだということが、知れるということは非常に大事だというふうに思ってるんですが、この点について、訪問介護、居宅介護についての、今の町の取組み等ございましたら、お示しください。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

中原議員のご質問にお答えします。今、訪問介護、ですけど、訪問介護、介護予防の生活支援サービス事業ということで、要支援認定を受けた方や、基本チェックリストで、要介護状態に至らないけども、生活機能の低下が見られるっていう方について行っている事業があります。こちらのほうは、今、地域包括支援センターのほうで行っておりまして、こちらのほうで直接できないサービスについては、事業所に委託をして行っているような状況になっております。これを進めるに至った経緯としましては、高齢者

福祉政策っていうのは、高齢者の方が住みなれた地域で、継続してずっと住み続けられるようになっていくところで、介護とか医療とか、住まいとか予防とかそういうものを一体的にしてサービスを提供するっていう仕組みづくりから始まっています。そういう中で、政策の中で具体的な取組みが大きくありますと、1つは、地域包括ケアシステムの推進というのがあります。これは医療機関や介護サービス事業所、地域住民との連携を強化して、高齢者の皆さんに、これまで住んでいたところで安心して生活ができるようにするというものです。これを仕組みをつくることによって、Uターンして帰られる方々にとっても、地域で支えられるっていう大きな安心感を得ることができるというところで、Uターン者の方も安心して生活できることということにつながってくるのではないかと思います。それと2つ目は介護予防事業の実施をしております。高齢者の健康寿命を延ばすっていうところで、介護が必要になる前に予防しなければいけないところで、各地域のほうで、自主的に介護予防教室を開催されたり、サロンを行ったりしておられます。そうした参加を促進することで、引きこもりとか家から出られないような方についても、介護の予防のサービスが提供できているというふうに思われます。それから3つ目になりますけども、これが生活支援サービスの充実というところです。日常生活では困り事っていうのは高齢者の方は本当ささいなことから、いろいろあると思います。そういうところを見守りをする活動であったり、配食であったり、移動支援だったりというところで、実情に応じたところで、多様なサービスを提供しております。こういうものを、やはり、地域でつくっていかなければいけないという時代に来ておりまして、地域包括システムができる経緯としましては、やはり2025年を見据えて推進してきた取組みで、まさに今年になるんですけども、超高齢化社会を乗り切るためについての取組みで、支えていく側と支えられる側っていうのがやっぱり共同で、いろいろな助け合いをしていかなければいけないというところでの仕組みになっております。そうしたところで、今、現状をお伝えしましたが、ご回答になってますでしょうか。

●原議長

中原議員。

●中原議員

丁寧にお答えいただきありがとうございます。やはり今おっしゃったように、お年寄りが、この美郷町で幸せに暮らしていると。このことを本人たちも実感するし、それで都市に出ていった子どもさんたちですね、そういう人たちが、そういう親御さんたちを見て、美郷で老後を過ごすことは大事なんだと。親たちがちゃんと、高齢になってもですね、頑張って、農業をしながらですね、土地を持って暮らしてることだということが、全体に見えるようになることが非常に大事だと思ってますので、ぜひ、今後もですね、強めていただきたいと思ってます。それで、この美郷町のですね、人口動態といいますかね、これ見ていくと、出生と死亡で言えばもうこれはもう間違いない死亡のほうが多くてですね、ここは人口が減る要因になってるんですが、私がちょっと意外に思ったのは、社会増減ですね、転出、転入、これがねえ、やっぱりちょっと転出の方が多いんですけども、しかし転入者も、3けた前後ありますですね。非常に安定していると。このことがですね、私は非常に大事だというふうに思っているんですけども、美郷町の人口問題については、町全体としてもいろんな手を打って、努力してこられたわけ

ですが、こういう社会増、社会増ですね、転入転出の問題、ここが比較的、若干転入者のほうが多いんですけども、おおむね転入者も3けた近くあってですね。これが全部農業やってるというふうには思いません。この一部なんでしょうけども、しかし、これだけの転入者ですね、あることが、農業を支えていく上で一つの要因になってるのではないかというふうに私は考えるんですが、そこら辺、どういうふうに評価をされてるんでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。5年には11年ぶりに社会増になりました。様々な要因がありますけども、やはり町として、いろいろな形で、転入者を呼んでくる、特に、若い世代を中心にやっていくことが、それが結果に結びついてくるんじゃないかなと思います。昨年は、若干のマイナスでしたけども、過去10年ぐらいを見てみると、そのマイナスの幅も、かなり少ないもんですから、傾向としては、自然増減はどうしても、高齢者の方がお亡くなりになる数が圧倒的に多いもんですから、なかなか手だては難しいと思うんですけども、この社会増につきましては、やはり、何年も前から力を入れてやってきておりますので、農業に限らず、農業も研修生が、昨年度募集して、今年度から3人入られてご家族もいらっしゃいますので、そういう意味では、社会増につながっております。あるいは、サステナブルハウスに入居されて、家族で引っ越されているような方もいらっしゃいます。そういう意味では今までやっている施策も、一定程度寄与してるじゃないかというふうに思っております。

●原議長

中原議員。

●中原議員

やはり、これは町全体としてですね、人口減少対策といいますか、人口増加対策といいますか、これを系統的に体系的にやってこられた。それで住宅も建てられたと。こういうことがさっき申し上げたような状況になってるんだと思いまして、ここのことろは、やっぱり今の美郷の農業を支えるですね、一つの要因になってるんではないかというふうに考えておりますので、ぜひ人口動態のですね、例えば去年で言いますと114人転入されてるんですね。担当の方に聞きましたら、このうちの40人ぐらいですね、要するに転入者が114人あってそのうちの40人ぐらいが、Uターンだと。Uターンだと言われるんですね。転入者が114人あるうちで40人ぐらいがUターン者だと。Uターン者の中にはいろいろあるでしょうけども、この中に、農業を継いでですね、農家をやっている方が、やっぱり何人もいらっしゃるだろうというふうに思いますし、私の周りや町内見渡してもですね、そういうひと仕事を置いてですね、帰ってきて、農業に従事すると。その分野で活躍している方も、私、何人か知っておりますが、そういう状況をつくり出してんだろうというふうに思いまして、今後ともですね、人口動態の分析ですね。どういう方が美郷町に転入してきてですね、どういう職業に就いておられるのか、またそういう人たちの要望やご意見ですね。そういうものをぜひ集約して、分析していただければというふうに思います。次に伺いますのは、農業を受け継いでやる場

合ですね。美郷は私農業の条件はよくないと思ってるんですね。土地も狭い。一つ一つの農地も小さいと。したがって、儲かる農業ということが強調されるんですけども、なかなかそこは容易でないと。しかし、儲からないところをほっぽるわけにいかない。そうするとどんどん衰退してしまう。したがって、あんまり儲からない農地もですね、何とか引き継いでいかなきやいけないということを考えますとですね、美郷で農業をやる人に、いろんな方があっていいと。若い方ですね、本格的農業をやって、農業で稼げるようにならうといふふうに思われる方もあるんでしょう。しかしそうじゃなくて、引き継がれてきた農地をですね、守って、耕作放棄地にしないというくらいの目標を持って、私なんかどっちかつつうとそなんんですけど、そういう農家もあっていいと。だから、そういう農家をですね、見捨てないで、うんと農業どんどん拡大してですね、大きな農業にして、儲かる農業を目指して、そういう人たちも支援しなければいけないんですけども、そうじゃなくて、代々引き継がれてきた農地を何とか守っていくと。作物の埋まらないですね、農地でなくて、作物のちゃんと埋まった農地としてですね、引き継いでいくという両面を追求することが、必要だというふうに思いますが、そういう農業の美郷農業の在り方について、お考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

議員おっしゃられました要は、専業としての儲かる農業を目指される方、それと、私もそうですけど代々持っている土地をやはり荒らさせないために、やはり、今、兼業としてやるっていうふうな2パターンがあるというお話は、町長答弁でもあったと思います。それで要はその儲かる農業につきましては先ほど答弁にもありましたけども、要はミニトマト研修制度ということで、今年度から初めております。これを、できればしっかり拡大させていきたいというふうに思っておりますが、要は、兼業のところですね。兼業農家をどう支えていくかっていうふうなところだと思います。まずもって、やはり兼業農家っていうのは、やはり仕事をしながら、やはり、その土日農作業されるというふうなところの状況でございますので、やはり、やはり本人にも負担かかる負担というのは、かなりのものがあるのではないかと思っております。要は、平日は働いて土日は農業してというふうなところなので、やはり、自分の自由の時間もないというふうなところなので、やはりそのところっていうのは、負担軽減をしてあげるというところが1番ではないかなというふうなところを思っております。先ほども福島議員の答弁でも申しましたが、負担軽減というふうなところの部分ですね、やはりファームサポート美郷の活用というのができないのかなという試案をしております。先ほど申しましたが、例えば農作業受託、農作業住宅云々のところは、ちょっとまだ未定なところありますけども、例えばもみのところとか、先ほど町長も申しましたが、ふるさと納税の出荷であったり、要は、米を引き取りに来てくれるとかいうふうなところ、要は、身体的な負担軽減をやはりしてあげるというふうなところがやはり、要はその、要は兼業農家をずっと続けていくにしても、やはり儲ける儲けないとやはり考え方は全然別だと思いますので、そのところは、やはり切り分けてそういう政策をやはり続けていくということが大事ではないかなというふうに思います。

●原議長

中原議員。

●中原議員

分かりました。それで、美郷町というのは、そういう意味で、農業をやるのに、決して適した条件ばかりとは言えないと。しかし、農地を守っていく、仕事もですね、非常に大事で、ここを支援していくことも非常に大事だというふうに思ってるんですが、そこで、私はファームサポートの役割の問題ですね。ここにも着目をしているんですが、ファームサポートができたのは、今から10年ぐらい前ですかね、8、9年前かな。そのぐらいになると思うんですけども、その時期は全国的にあった農業公社ですね。これが潰れていったというか、潰れていったというか、潰していったというか、一時農業公社っての流行ったんですけども、しかしそれがもうこの時期ずっとたれていたと。その時に美郷町は、ファームサポートを立ち上げたんですね。これは私は非常にその時、喜んで評価したというと生意気なんですが、喜んだんですけども、こういうふうに書いてあるんですね、美郷の農業のサポート経営体ですね、要するにファームサポートですが、この設立趣旨についてですね、こういうふうに書いてあるんですね。以上のことから担い手不在地域の解消が、喫緊の課題であり、その解決が、美郷町の将来を左右する極めて重要な施策となってくるその対策として、全町にわたって、農作業を受託する組織の創設を行い、先祖代々受け継がれてきた水田を将来にわたって保全していく仕組みづくりを行うと。これは協議会の資料の抜粋であります、設立趣旨についてそういうふうに述べている。また、ファームサポートのですね、定款を見ますとですね、定款に、こういうふうに書いてあります。美郷町の農業活性化に必要な農業の担い手確保や、耕作放棄地の解消、発生、防止などを通じて、美郷町の農業振興及び農村社会の発展並びに農地の有効利用に寄与することを目的として、その目的に資するために、次の事業を行うとして、1つ目に、耕作放棄地の解消、発生防止に関する事業、2つ目に、農業の経営、3つ目に、農作業の受託こういうことが定款に掲げてあるんですね。まさにこれは、農地を守ってですね、後世に引き継ぐ事業だというふうに思います。私はですね、そこで、ちょっと最近気になってるのはですね。ファームサポートについてですね、やっぱり儲けなきやいけないと。ファームサポートをですね、経営の立て直しが重要だというふうなことも言われておりますし、今ファームサポートについては、年間、年会費1万2000円を支払っていると。昨年の場合はですね、3000万を追加して、機会類の取得ですか、事務所の建築だとか、こういうことのためにですね、町が出資金として3000万を追加されたと。しかし、通常の年は年間費1万2000円で賄つてると。これはJAも一緒にやってますから、JAもおそらく年会費を出されるだろうと思いますけども、こういう状況の中でですね、ファームサポートの仕事を維持していくというのは、なかなか大変じゃないかと。昨年3000万円のこの追加があって、体制なんかも少し強化されたんですけども、私はファームサポートですね。年間費1万2000円というのは、いかにもちょっと低く過ぎると。一定のお金もつぎ込んでですね。さっき目的だとか何かがありましたように、耕作できなくなった土地だとかですね、そういうものを引受け耕していく、いわゆる、儲からない農業ですね、儲からない仕事のが、本来、ファームサポートの主要な業務じゃないかと、私はそう思ってるんですけども、そこは違うんでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

質問の意図があれなんですが、その儲からない仕事をするのが、ファームサポートの仕事というのはそれは間違いでないかなというふうに思います。確かに議員先ほどおっしゃられましたファームサポートの定款には、やはり耕作放棄地の解消発生防止に対する事業とか、農業経営、農作業受託っていうのは確かに定款にございます。ただ、やはり、先ほど議員もおっしゃいましたけども、要はその年会費っていうふうな部分が、これは年会費ではございませんで、要は、社員の、要は社員が、これはその法人に対する要は会費でございますので、その社員の数ってやはり限られております。ですので、基本的には、その農業収支だけでやはり回していくべきやいけないっていうのは、法人のそもそもその流れでございますので、そのところはちょっと勘違いをしないでいただきたいというふうに思います。ですが、やはり儲からなくともいいというのが、やはり法人として成り立っていくためには、やはりいわゆる運営を回していくなければなりませんので、多分、前回の全員協議会でも、その議会の答弁でもお話しておりますが、最低でも収支はとんとんまで持っていくないと、やはり会社としての経営は成り立ちませんので、そのところはやはり基本的な考え方で、やはり持たなければならないのではないかというふうなことを従前からお話をしております。で、それでファームサポートが、今の赤字を垂れ流しても、これはやれっていうのはやはりちょっとそこは間違いではないかなというふうに思います。以上です。

●原議長

中原議員。

●中原議員

そのところはですね、私ちょっと、意見の違うというか、認識の違うところでですね、もともとファームサポートっていうのはさっき定款だと、そういうのを読み上げさせてもらいましたが、儲からない仕事が、主要な事業になってるんだというふうに思んですね。儲からない仕事なんだけど、でも、どうしてもやらなきやいけないと。そうしないと、美郷の農業が守れないよ。こういう部分を、ファームサポートには担ってもらってるんだよ。ですから、そこに町税を若干投じてですね、運営をしていくっていうのは、私はある程度はやむを得ないことなんじゃないか。むしろそういう必要があることなんだというふうに思ってるんですがそこは認識が違うんでしようかね。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

最初の答弁で申し上げましたけども、平成30年1月に設立をいたしまして、耕作放棄地対策の解消を目的として、集落営農組織のない条件不利地を受入れて利用権設定をしています。その中には、水田として十分な機能を持たないものだと、というものも十分含まれるので、そういうもののまでも、守っていかなきやいけないのかっていうとそこは違うと思います。今、どんなに赤字出してでも守らなきやいけない、何のために

守りますか。個人所有地ですよ。何のために守るんですか。どつか話が農業を守るっていうのにすり替えられますけど、水田として十分な機能を持たないところまで、農地を守らなきやいけないんですか。個人所有のものですよ。やみくもにあれでもこれでも全部引受けて、全て農地として守っていくというのは、そこはやはり違うと思います。山に返すものは山に返す。農地として、今後、活用が十分なもの、活用いけるものはもう活用しくっていうところと、もともとはこれは個人財産のものですので、どこまで引き受けるかっていうところを、今までほんとお金をお金をもらわずに、請け負ってましたので、毎年赤字を出すような形で、昨年度、3000万の出資金を新たに追加出資をさせていただきました。ただ先ほど申し上げましたけど、その予算案を反対されてるんですよ。中原議員は。予算措置をしてお金入れてでも儲からない仕事をやれと言いながら、予算案に反対してるんですよ。本当にお金を入めて、やれって言うなら、ぜひ予算案には賛成していただけますか。辻褄があわないと思います。それと、3000万を入れまして、今、方針としては、単に全てのものを請け負って全てのものをずっと赤字を垂れ流していくということは、やはり駄目だと思います。これは町民のお金をいただいて、税金なりでこれを公共の仕事としてお金を入れていますので、やはり健全経営を目指していくというところは、必要だと思いますので、先ほど答弁で言いましたように、将来的に、作物の生産が期待できないような農地については、利用権設定の更新のときに、返還をさせていただくとか、あるいは、管理費用を今まで基本的にはほぼ取ってませんけども、管理のためだけの農地ということであれば個人所有の農地をただ同然で、行政がお金を出して、ただ保全してるっていう状況ですので、一定の管理費用をいただいた上で、例えば草刈りだけを行うというふうな形で、めり張りをつけて、農地を今後対象に活動を行きたいと。これは今までも、全員協議会とかですね、予算の説明の場でも何回も申し上げてるところです、先ほどおっしゃられたファームサポート美郷の定款というのは、そもそも、平成30年当時の設立趣旨の話だと思います。ただ昨年度、3000万の出資を議会に予算案としてお願いしたときには、今後は、ファームサポート美郷としては、やみくもにどんな土地でも、全て引き受けるんではなくて、今のように、取捨選択をしながらあるいは、それ相応の費用をいただきながら、やっていきますよということでご説明をして、予算案を承認いただいておりますので、そこはしっかりとご認識いただければと思います。

●原議長

中原議員、

●中原議員

私も最近都合の悪いことを忘れる癖がついて、予算に反対したという経過がですね、ちょっと、私を思い出せないんで、これはきっと、私なりに整理しておきたいというふうに思ってますけども、私が言っておりますファームサポートのですね、問題は、やはり、設立当初にですね、設立の趣旨だとか、定款だとかに書かれてるその部分の仕事をですね、やっぱりやっていくということですね、今改めて、町全体として認識を一致させなきやいけないんじゃないかなと。そういう時期に来ると。最初に申し上げましたように、農業の状態というのはですね、非常に悪化していて、そう簡単にはいかないと。ここに任しておくだされではですね、美郷の農地、それから農地を含めた景観ですね。そういうものがやっぱり守っていけないという事態に差しかかってるんだと思うん

ですね。したがって、私は一定の町税を投じてでもですね、農地、それから景観、そこんと守っていくための仕事をですね、ここはファームサポートの体制を強化してでもですね、やっぱりやるべきではないか、今そういう時期に美郷の農業は差しかかってるんじゃないかなというふうに思います。これは、2、3年前よりはずっと進んでる。私の周りなんか見てもですね、農業者が毎年毎年、歳とっしゃうわけですね。去年までできた仕事ができなくなるというようなことが、どんどん続いてそのまま放置しとけば、そこはどんどん放棄地になっちゃうと。そのとこを今ね、やっぱり方針として転換しなきやいけない時期なんじゃないかというふうに私は思ってるんですが、違うでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

耕作放棄地対策というふうなところに部分なんですけども、これ先ほど福島議員のところの話にも出ましたが、地域計画がございます。この地域計画でやはり地域が、今後の地域計画10年ですけど、こここのところをやはりどう考えていくべきかっていうことが、まず基本にあると思います。そこをやはり無視して、個人ができるからできないからっていうんではなくて、まずやはり地域の中で、そこはお話ししていただきたいふうな部分ですね。やはりこの合意形成がないと、やはり何を取り組んで、今後どうしていくべきかっていうふうなところをやはり考えていくと、ここが基本だと思いますので、その部分に立って、お考えをしていただければというふうに思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほどから農業を守る農地を守るっていうことをおっしゃってますけど、農業を守ると、農地を守るのは違いますからね。農地の中には、耕作に適していないような農地もあります。ですからそういうものまで、無条件で何も考えずに、ただ農地が出てきて、耕作放棄地になりそうだ、ただこれ個人所有ですから、個人所有のものをどこまで公金を入れてただ守っていくのっていう、農地を守るっていう考え方ではなくて、先ほどの地域計画っていうのは、地域にある農地を、今後10年後に向けて、どういうふうにやるんですか、もう農地としては余り適さないのでここはもうやめましょうとか、あるいは誰が担うのかっていうのを立てるのが地域計画です。これはやってます。一方で、農業を守るというのは産業としての農業、特に専業農家のところの担い手がいなくなると美郷町で農業がもうなくなってしまいますので、そこにつきましては積極的に儲けていけるような農業というモデルをつくっていこうということなので、農業を守る、農地を守る耕作放棄地を出さないようにするっていうのを、全てごちゃごちゃにしてお話にはならないほうがいいと思います。それと、ファームサポート美郷では、農作業の部分受託をしていこうということで今検討しています。先ほどの福島議員の中でもお話ししました。一つの農家が、1から100まで全ての農作業をやるのではなくて、例えばファームサポートが持つて機械を使って一部分の業務を担うとか、こういうふうな、まさにサポートの業務につきましては、今、考えておりますし、基本的には農業者とか地域がどう考えるかってのが出発点なので、それをどうサポートしていくかというのが、ファ

ームサポート美郷の話になると思います。それで体制強化、今こそっておっしゃいますけど、昨年度やったわけですよ。3000万追加出資をして、それで、体制強化やったわけです。人も入れて、その予算案に反対されてるんですよ。しつこいように思えるかもしれませんけど、なら、賛成してくださいよ。今こそっていうなら。おっしゃってることと、やってることは全く違うと思います。。

●原議長

どうもやりとりが繰り返しとするような感じなんで、もう時間もございませんし、中原さん違う質問されたらいいかでしょうか。

●原議長

中原議員。

●中原議員

私の質問はこれで終わりにしますけども、私がこだわってますのは、美郷の農業の置かれている状況はですね、それから地域の状況はですね、そう簡単でなくなってきたると。例えば私のところも、営農組合があります。しかし営農組合はあるんだけれども、営農組合で仕事を引受けてしまうことはできなくなってる。隣の営農組合に私相談に行ったんです。その営農組合のある事務所のところにはですね、他地域の農地を引受けた場合の料金表まであるんですよ。ここらは数年前までそういうふうになってた。しかし、今お願いしてもですね、とても他地域までですね、支援に行くことはできないと。自分で手いっぱいと。こういうふうにですね。地域そのものが、大変なってきてる。だから、地域で地域でというふうに言われるんですけども、私も地域で解決するっていうのは原則だというふうに思います、地域そのものが大変なってるということが、私認識の、そこにあってですね、そこから出発して物を言ってるもんですから、少しあり合わせないところがあるのかもわかりません。これでもって質問は終わりますけども、先ほど、予算に対する態度の問題については、私自身ちょっと、どういう経過だったのかということを含めてですね、整理しておきたいというふうに思いますので、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

●原議長

中原議員の質問は終わりました。

少し短いですが、4時10分まで休憩といたします。

(休 憩 午 後 4時03分)

(再 開 午 後 4時10分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告7、11番、佐竹議員。

●原議長

佐竹議員。

●佐竹議員

最後の質問でございますが、時間調整で4時には終わるつもりで計画しておりましたが、どうも早くなりませんでしたので、回答を早めにというか、簡単にお願いしたいと思っております。1番の質問は消防についてです。消防の存在について、町長はどうにお考えでしょうか。2番目にAEDについて、町内各所にAEDが配置されておりますが、手法について各人が習熟されておりますでしょうか。この2点お願ひします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それではできるだけ簡潔にお答え申し上げたいと思います。佐竹議員1つ目のご質問消防についてです。消防団は、町民の生命、身体、財産を守る地域防災の要として、安全安心なまちづくりに重要な役割と責任を果たされる町にとって不可欠な存在であると考えております。その活動は、火災の消火や火災予防啓発などの火災対応に限りません。災害発生時などの避難誘導や救助活動、特に、美郷町で頻発する浸水災害に対しては、水防団としても活動されており、幅広く防災活動に取り組まれています。団長の指揮のもと、日夜地域に密着し、きめ細やかな活動をしていただいている消防団の皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。町といたしましても、消防団と密にコミュニケーションをとって必要な支援や予算も確保し、地域防災力の強化に努めています。定期的に幹部会役員会を実施して、様々な意見、情報交換を行い、火災時に対応オペレーションや活動の検討、装備品の整備などを行っています。また、近年は、処遇改善のために、報酬の引上げも実施しております。一方で、団員の確保や活動の負担軽減といった課題もあります。消防団の重要性、やりがいを伝える広報活動や地域での声掛けによる加入促進など、団と協力して団員の確保に引き続き努めてまいりたいと思います。また、活動の負担軽減につきましても、DXの活用などを含めて検討しています。これまで様々な場で要望をしてまいりましたが、このたび、美郷町で、全国で初めて実施されることとなったAI活用による樋門の自動ゲート操作の実証実験もその一つです。今後も、地域防災の要である消防団や関係機関と連携をして、町民の安心安全な暮らしのために取り組んでまいりたいと思います。

●原議長

佐竹議員。

●佐竹議員

町民の方に、消防ここにありというアピールするには、昔やっておりました、パレードと放水とというものは、何かよろしくアピールするには、いいと思うんですから、以前のようなやり方はできませんでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

今、佐竹議員さんおっしゃられました、消防の活動をPRするための活動として、こ

れまでは、その典型として、パレードや放水訓練をやってまいりました。特に出初式の際ですね。そのように実施しておりました。またそれ以外にもですね、様々なイベントで、消防団加入促進や活動のPR活動はやっているということは申し添えておきます。さて話戻しますけれども、パレードや放水訓練のことにつきましては、たしかコロナ禍で令和3年に中止にいたしました。それから令和4年度に当たって実施を検討いたしました。そうしましたところですね、今まで、一斉放水をやっておった尻無川の河口がですね、令和2年、3年の洪水で、地形が変わったりしまして、土砂とともに堆積して、とてもちょっとこれができる状況にないというふうに判断いたしましたので、当時の国道交通省に、撤去を要望いたしました。しかしながら国のはうにおいてもそれを行う考えはないという回答でしたの、令和4年については、たちまち見送ったということでございます。その後もですね、団におかれましては、やはりパレード、一斉放水について、毎年検討されて、ちょっとできないかというお話をいただきましたので、町のはうでも国土交通省に話をして、尻無川下降の土砂とか撤去したりとかできないかという話を繰り返し行ってきておりますが、国土交通省におかれでは、それについての対応はできないという回答いただいておりまして、ですので多分これは本団に置かれても残念なことだとは思いますけれども、中止されておるという状況です。これが今のところの状況ということでございます。今考えておることについて申し上げたほうが、よろしゅうございますかね。

(答えてください)

●中原総務課長

それで、それが昨年までの状況です。一方ですね、消防団の本団におかれましても、やっぱり何、今、佐竹議員さんがおっしゃられたように、自分たちの活動をPRしたりということをしっかりとしていきたいというお考えをお持ちです。これについての実施するかどうかの検討は、団のはうで主に検討されます。協議して検討されますけれども、昨年も、実は、カヌーレ IMAI ができたことによって、そこで放水ができるのかという話が年末に浮上しました。少し、いろいろ検討したり、現地の調査もしましたところですね、少しスペース的に整理しなきゃいけない点があるということが1つと、もう一ついきなり場所を変えてやるということは、団員が混乱しかねないということで、本団のはうに置かれてはその一斉放水の方は、ひとまず取りやめて、ひとまずというか、取りやめることといったしました。で、この間、すいません。ここ申し上げておきます。一斉放水を取りやめましたが、この間、邑智郡内の2町と同様に消防団全体としての一斉放水はいたしませんが、各分団で対応をお願いしますねということは、本団へはきっちりと各分団へはお願いをされております。すいません。話がずれましたけど、ですので、昨年、つまり令和7年、今年の出初式においても、一斉放水等検討されましたが、たちまちはちょっと、今やることは混乱等も生じるので、できないだろうということで、今年は辞められましたが、やはり団としても何らかのことはやりたいという考えをお持ちです。ですので、例えばこの夏などに1度、毎年消防団訓練とかしてますけれども、その際に、カヌーレを使って放水訓練をやってみるなどして、団員の人にも慣れてもらって、それでできるかどうかを検討してみたいというふうに今、協議をされておられるところです。ですので、団のはうもですね、繰り返しになりますけれども、パレードなり、行進なりについて、何らかの工夫をして実施できないかということを検討さ

れている状況であるということを申し上げておきます。以上です。

●原議長

佐竹議員。

●佐竹議員

はい、分かりました。ぜひパレードだけは、やってほしいと思いますので、その辺は団と相談してやっていただきたいと思います。1つ目は結構でございます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

2つ目のご質問、AEDについてお答えをいたします。AEDの設置につきましては、町の主要施設のほか、店舗や福祉施設など町内30カ所以上に、現在設置をされています。それらの設置箇所は、日本救急医療財団のサイト、AEDマップでも確認することができます。それぞれの設置者の方々が、操作方法をどの程度習熟されていらっしゃるかにつきましては、全て把握できるわけではありませんが、設置時には、操作方法等の説明があるのが通常であるというふうに考えております。また、AEDの操作方法は、AED自体が音声ガイドするようになっており、それに従えば、誰でも簡単に操作できるように設計をされております。しかし、実際にAEDを使用する状況になった時には慌てたり、躊躇することもあるかと思います。あらかじめAEDの操作方法を知っていたり、操作方法は音声ガイドがあり、それに従えば簡単に操作できるということを知っていれば、冷静に対応できる可能性も高まるのではないかと思います。AEDの操作や簡易な救命方法につきましては、消防署や日本赤十字社の救急講習などで学ぶことができ、町内には、定期的に講習を受けている地域・団体もあります。また、美郷町社会福祉協議会でも講習を実施をされたことがあります。こうした講習は、これらの実施機関に直接申し込みれば実施することもできます。また、町としましても、ご紹介やお取次ぎもできますので、ご希望の際は、ご相談をいただければと思います。

●原議長

佐竹議員。

●佐竹議員

これは何年か前のことなんですが、AEDが設置されておる学校、県内調べてみたら、どこにもありませんでした。当時の教育課長を頼んで設置していただいたんですが、今現在では、邑智地域でも26、大和で10カ所設置されておるようでございます。しかしAEDも、そこにあればいいんですが、どっかから持つてこなきゃいけませんので、その間、ロスがありますが、それをぼつとして見とるのかということになるわけでございますが、昔、マウストウマウスという口から口へという人工呼吸の方法があったんですが、これは、今コロナの関係ですね、ちょっと、どうも嫌がるというか、やつてないようでございますので、AEDが来るまでどうするかということになると思うんですが、心臓マッサージだけでもやっておけということで、これは人口呼吸しなくとも、心臓マッサージだけでもいいんじゃないかということでございますので、こういうようなやり方を今まで自治会単位で、私のところは、自治会でそういう講習でやっておりま

すが、いろんな、各自治会においても、いろんな今のAEDが来るまでのことを考えて実施してもらえばと思うんですが、いかがでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原議員

AED、それから、AEDが来るまでのというか、いわゆる救命講習の救命の取組みということのご質問だと承りました。町長が答弁申し上げましたように、日赤や消防でも、AEDも含めた講習は実施しております。で、今おっしゃられたようにAEDが来るまでのところのということに対する講習メニューもございます。それで私のほうでもですね、ずっとではあるんですけども、日赤や消防等で、こうしたAEDを含むそれから心肺蘇生の中には入ってないのがあるかもしれません、AEDや心肺蘇生を含む講習というのが約年間美郷町で20回程度行われているように伺っております。こうした講習を通じてですね、答弁でも申し上げましたように、あらかじめ知っておいていただければ、冷静に対応できて、かつ救命の可能性も高まるんじゃないかなとは考えておりますし、ですのでこうしたことについてですね、ぜひ希望なり、ニーズがございましたら町のほうでもご紹介したり、それぞれの機関でも、できるだけニーズに応じた対応できるようにということを申しておりますので、ぜひご相談なり、お申込みいただければと考えております。以上です。

●原議長

佐竹議員。

●佐竹議員

今さつき言いましたように、自治会長会議等で、そういうこともすすめてほしいと思っております。終わります。

●原議長

佐竹議員の質問が終わりました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、明日11日水曜日、定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

(散会午後4時28分)